

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券報告書
- 【提出先】** 関東財務局長殿
- 【提出日】** 平成25年5月10日提出
- 【計算期間】** レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）第29期
レインボーファンド（市況産業ファンド）第29期
レインボーファンド（公共株ファンド）第29期
レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）第26期
レインボーファンド（地球環境ファンド）第23期
レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）第22期
レインボーファンド（マネープールファンド）第29期
（自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日）
- 【ファンド名】** レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）
レインボーファンド（市況産業ファンド）
レインボーファンド（公共株ファンド）
レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）
レインボーファンド（地球環境ファンド）
レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）
レインボーファンド（マネープールファンド）
（以上を総称して「レインボーファンド」または「各ファンド」という場合
あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々「レインボー
ファンド（情報エレクトロニクスファンド）」を「情報エレクトロニクス
ファンド」、「レインボーファンド（市況産業ファンド）」を「市況産業
ファンド」、「レインボーファンド（公共株ファンド）」を「公共株ファン
ド」、「レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）」を
「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「レインボーファンド（地球環境
ファンド）」を「地球環境ファンド」、「レインボーファンド（株主還元成
長株ファンド）」を「株主還元成長株ファンド」、「レインボーファンド
（マネープールファンド）」を「マネープールファンド」という場合があり
ます。）
- 【発行者名】** 野村アセットマネジメント株式会社
- 【代表者の役職氏名】** CEO兼執行役会長兼社長 岩崎 俊博
- 【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- 【事務連絡者氏名】** 松井 秀仁
- 【連絡場所】** 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- 【電話番号】** 03-3241-9511
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

レインボーファンドは、7本（6本の業種・テーマ別ファンドおよびマネープールファンド）のスイッチング可能なファンドから構成されています。

- ・6本の業種・テーマ別ファンド ... 株式への投資により、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。
- ・マネープールファンド ... 公社債および株式への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド共9,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）

レインボーファンド（市況産業ファンド）

レインボーファンド（公共株ファンド）

レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）

レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|----------------|--------|----------------------|
| 単位型 追加型 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| | 内外 | その他資産 () 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル |
| 大型株 | 年2回 | 日本 |
| 中小型株 | 年4回 | |
| 債券 一般 | 年6回 | 北米 |
| 公債 | (隔月) | 欧州 |
| 社債 | 年12回 (毎月) | アジア |
| その他債券 クレジット属性 () | | オセアニア |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 |
| その他資産 () | その他 () | アフリカ |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング |

レインボーファンド（地球環境ファンド）

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
|----------------|--------------|------------------|---------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | |
| 一般 | | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | |
| 債券 | | | あり (適時ヘッジ) |
| 一般 | 年6回 (隔月) | 欧州 | |
| 公債 | | | |
| 社債 | | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | アジア | |
| クレジット属性 () | | オセアニア | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | なし |
| その他資産 () | その他 () | アフリカ | |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) | |
| 資産配分固定型 | | エマージング | |
| 資産配分変更型 | | | |

レインボーファンド（マネープールファンド）

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|----------------|--------|----------------------|
| 単位型 追加型 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| | 内外 | その他資産 () 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|---|--------------|-------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 |
| | 年4回 | 北米 |
| 不動産投信 | 年6回 (隔月) | 欧州 |
| | 年12回 (毎月) | アジア |
| その他資産 () | 日々 | オセアニア |
| | その他 () | 中南米 |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | アフリカ |
| | | 中近東 (中東) |
| | | エマージング |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

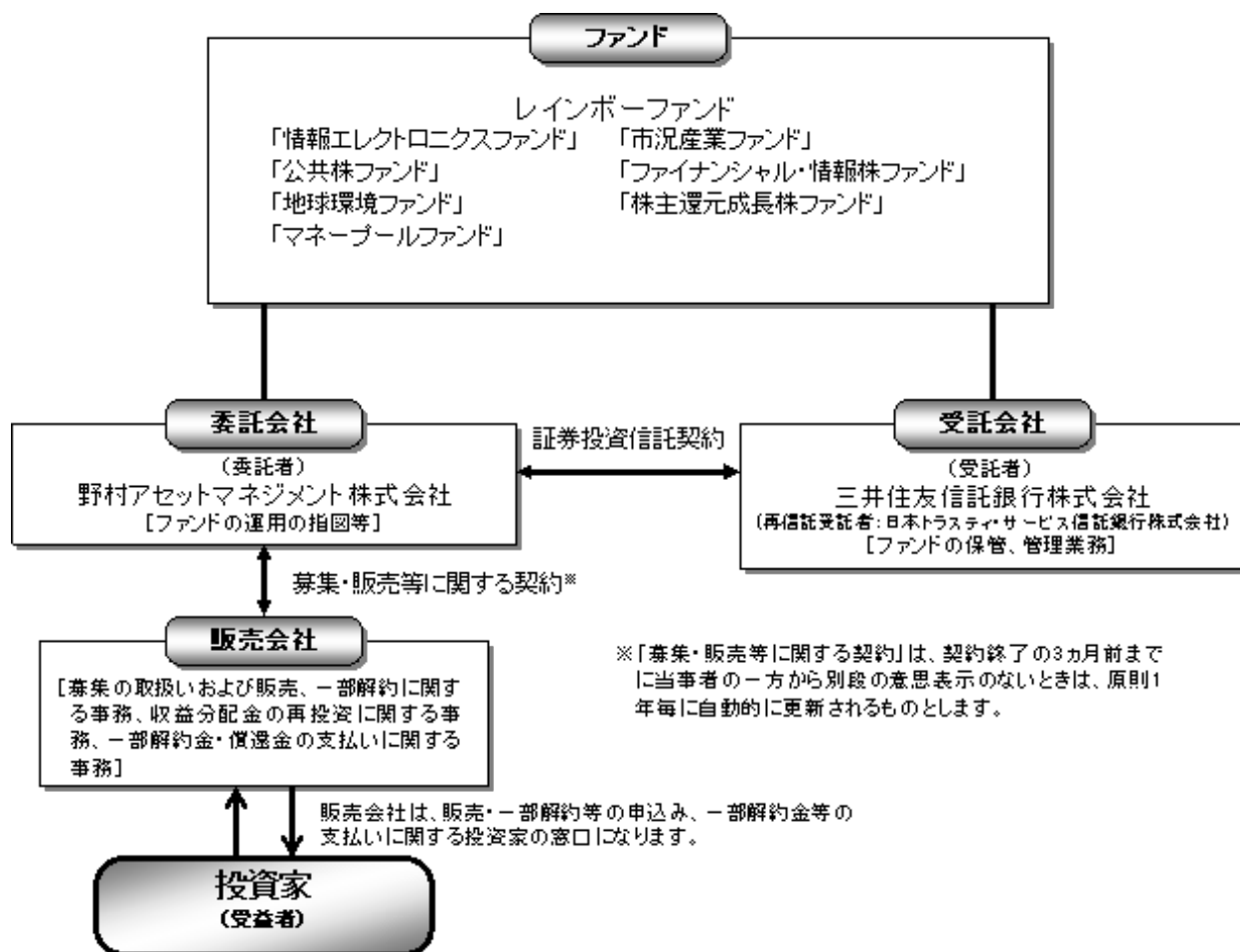
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--|
| 昭和59年2月22日 | 「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」および「マネープールファンド」の各ファンドについて、信託契約締結、各ファンドの設定日、運用開始 |
| 昭和62年12月1日 | 「ファイナンシャル・情報株ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 平成2年6月25日 | 「地球環境ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 平成3年4月15日 | 「株主還元成長株ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成25年3月末現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「情報エレクトロニクスファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）のうち、電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソフトサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「市況産業ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）のうち、景気循環に関連度の強い繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属等の市況・素材産業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「公共株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）のうち、電気・ガス、運輸、放送・通信、建設、不動産等の公益および社会資本整備に関連する企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）のうち、銀行、証券、損保、その他金融関連企業およびそれを支える情報関連企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「地球環境ファンド」

- ・わが国および外国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）のうち、国際的に重要視される地球環境保全に貢献すると思われる日本および外国の企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「株主還元成長株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）のうち、株主還元が期待

できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のある企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式を主要投資対象とします。

- ・当面、株主還元が期待できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のある企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式に投資する予定ですが、市況等の展開により弾力的に対処します。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

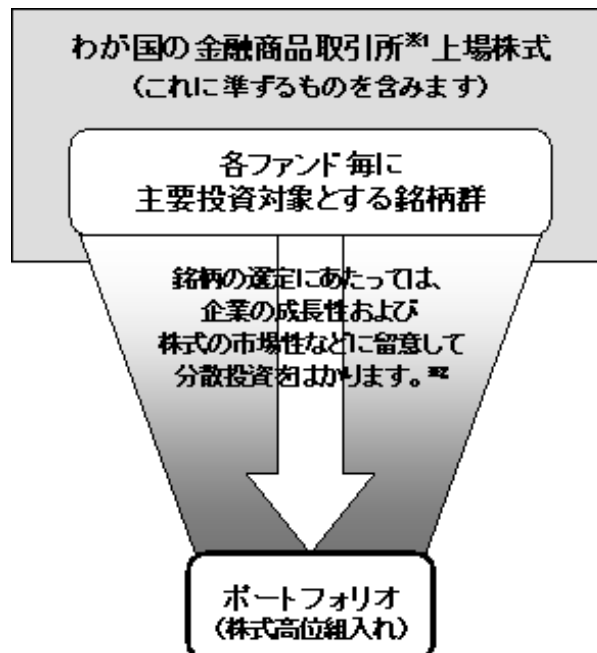
「マネープールファンド」

- ・円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）を主要投資対象とします。
- ・わが国の国債などの公社債への重点投資により、利息収入の確保をはかるとともに、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 および株式にも投資し、利息収入および売買益の獲得をはかります。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含まず。）をいいます。

銘柄選択プロセスのイメージ図

（「マネープールファンド」を除く各ファンド）



1 「地球環境ファンド」については、わが国および外国の金融商品取引所とします。

2 「株主還元成長株ファンド」については、当面、株主還元が期待できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のある企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式に投資する予定ですが、市況等の展開により弾力的に対処します。

なお、資金動向、市況動向等によっては各々上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

マネープールファンド以外のファンド

わが国の金融商品取引所 上場株式(これに準ずるものを含まず。)のうち、各々以下の株式を主要投資対象とします。

「地球環境ファンド」については、わが国および外国の金融商品取引所とします。

| | |
|----------------------|---|
| 情報エレクトロニクス ファンド | 電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソ フトサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式 |
| 市況産業ファンド | 景気循環に関連度の強い繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属等の市況・素材産 業の株式 |
| 公共株ファンド | 電気・ガス、運輸、放送・通信、建設、不動産等の公益および社会資本整 備に関連する企業の株式 |
| ファイナンシャル ・情報株ファンド | 銀行、証券、損保、その他金融関連企業およびそれを支える情報関連企 業の株式 |
| 地球環境ファンド | 国際的に重要視される地球環境保全に貢献すると思われる日本および 外国の企業の株式 |
| 株主還元成長株 ファンド | 株主還元が期待できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のあ る企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式 |

マネープールファンド

円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」、「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「株主還元成長株ファンド」および「マネープールファンド」共通有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証券の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証券で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証券を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

「地球環境ファンド」

有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 9の2. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定め

る受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

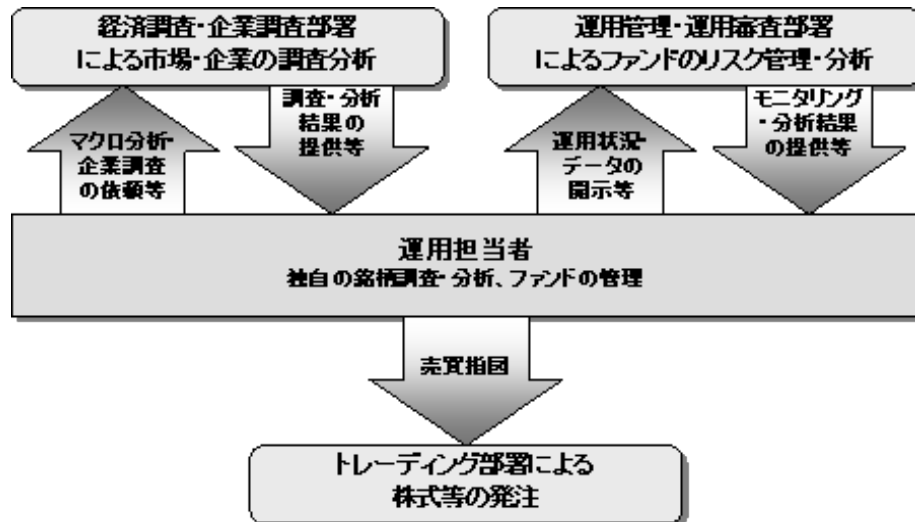
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

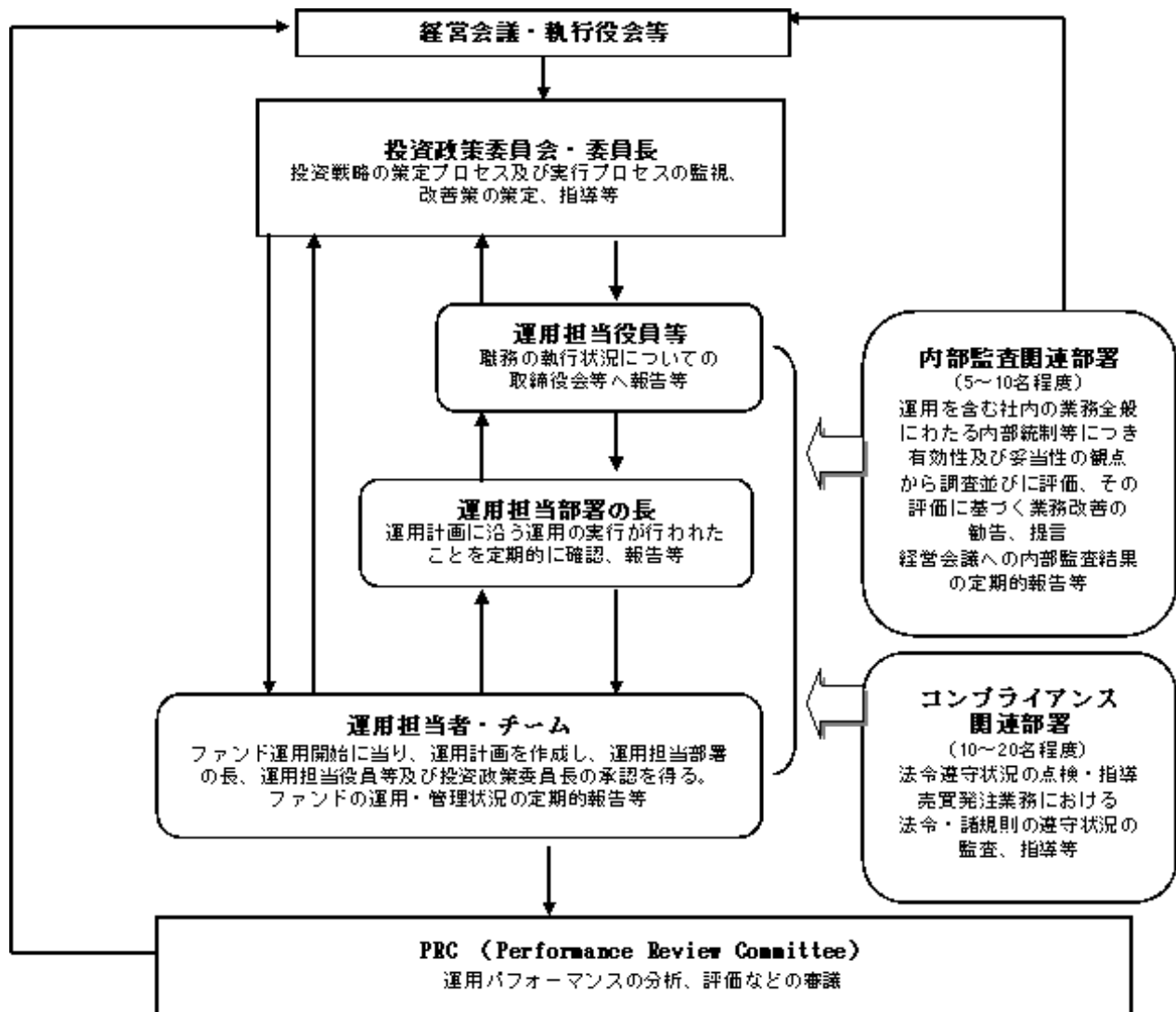
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

[マネープールファンドを除く各ファンド]

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して分配します。

[マネープールファンド]

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は留保します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年2月21日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます*が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

(5)【投資制限】

「マネープールファンド」を除く各ファンドに共通

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

[地球環境ファンド]

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

[地球環境ファンド以外の各ファンド]

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

[地球環境ファンド] (約款第20条の1)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下

「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

[地球環境ファンド以外の各ファンド] (約款第19条の2、「株主還元成長株ファンド」は約款第20条の1、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

[地球環境ファンド] (約款第20条の2)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全

部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[地球環境ファンド以外の各ファンド]（約款第19条の3、「株主還元成長株ファンド」は約款第20条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第22条）

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲

〔地球環境ファンド〕(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔地球環境ファンド以外の各ファンド〕(約款第18条、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第19条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、「株主還元成長株ファンド」以外の各ファンドにおいては、わが国の金融商品取引所第2部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲（約款第18条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第19条の2）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第20条の2、「地球環境ファンド」「株主還元成長株ファンド」は約款第22条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第24条の2)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第23条の2、「地球環境ファンド」は約款第31条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第30条の2、「株主還元成長株ファンド」は約款第29条の2)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

「マネープールファンド」

株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。本規定において同じ。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第19条の2)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭

信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第19条の3）

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし

す。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲（約款第18条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所第2部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲（約款第18条の2）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社

債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条の2）

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ（約款第23条の2）

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様¹に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様¹の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

マネープールファンドを除く各ファンド

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

[為替変動リスク]

「地球環境ファンド」は、外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

マネープールファンド

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等²が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

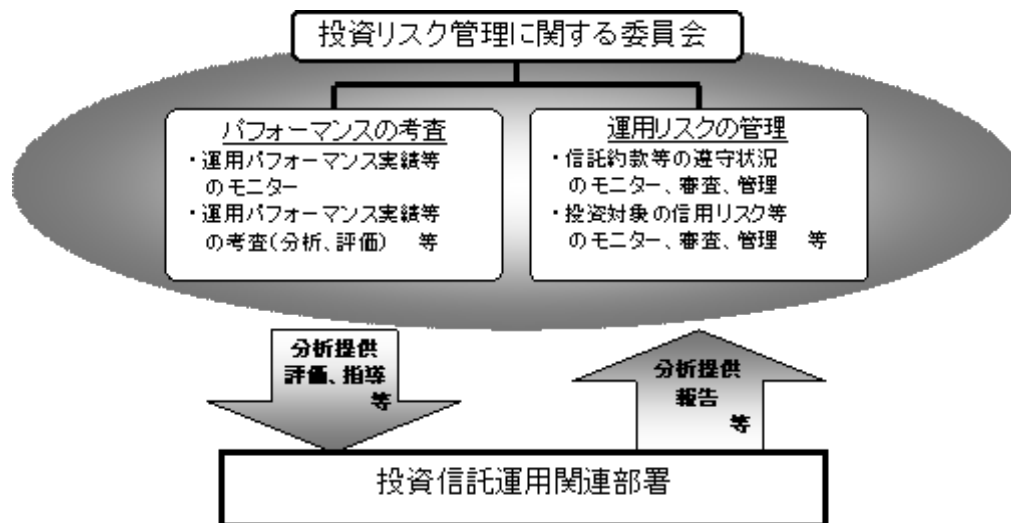
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に2.1%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

マネープールファンドを除く各ファンド

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次のにより計算した額に、次のにより計算した額を加減して得た額とします。なお、により計算した額については委託者に限り適用します。

信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5(税抜年10,000分の150)以内(平成25年5月10日現在は年10,000分の149.1(税抜年10,000分の142))の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|-------------|-------------|-------------|
| 年10,000分の42 | 年10,000分の90 | 年10,000分の10 |

* 上記配分は、平成25年5月10日現在の信託報酬率における配分です。

日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(以下「基準価額倍率」といいます。)に応じ、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額

| | |
|------------------------|---------------------------------|
| 基準価額倍率が120%以上のとき | 年10,000分の5.25(税抜年10,000分の5)を加える |
| 基準価額倍率が110%以上120%未満のとき | 年10,000分の3.15(税抜年10,000分の3)を加える |
| 基準価額倍率が90%以上110%未満のとき | 零 |
| 基準価額倍率が80%以上90%未満のとき | 年10,000分の3.15(税抜年10,000分の3)を減じる |
| 基準価額倍率が80%未満のとき | 年10,000分の5.25(税抜年10,000分の5)を減じる |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

マネープールファンド

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

また、信託報酬とその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

| <コールレート> | 信託報酬率 | <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|----------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| 2.0%以上のとき | 年10,000分の147 (税抜年10,000分の140) | 年10,000分の40 | 年10,000分の90 | 年10,000分の10 |
| 1.0%以上 2.0%未満のとき | 年10,000分の94.5 (税抜年10,000分の90) | 年10,000分の28 | 年10,000分の57 | 年10,000分の5 |
| 0.65%以上 1.0%未満のとき | 年10,000分の57.75 (税抜年10,000分の55) | 年10,000分の22 | 年10,000分の28 | 年10,000分の5 |
| 0.4%以上 0.65%未満のとき | 年10,000分の31.5 (税抜年10,000分の30) | 年10,000分の13 | 年10,000分の14 | 年10,000分の3 |
| 0.4%未満のとき | 年10,000分の15.75 (税抜年10,000分の15) 以内 | 年10,000分の6.5 以内 | 年10,000分の 7.0以内 | 年10,000分の1.5 以内 |

*なお、平成25年5月10日現在の信託報酬率は年10,000分の2.1(税抜年10,000分の2)となっております。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。また、「地球環境ファンド」については、外貨建資産の保管等に要する費用も信託財産中から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用があります。（「マネープールファンド」は、配当控除は適用されません。）

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（国税7.147%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（国税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。（「マネープールファンド」は、益金不算入制度は適用されません。）

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

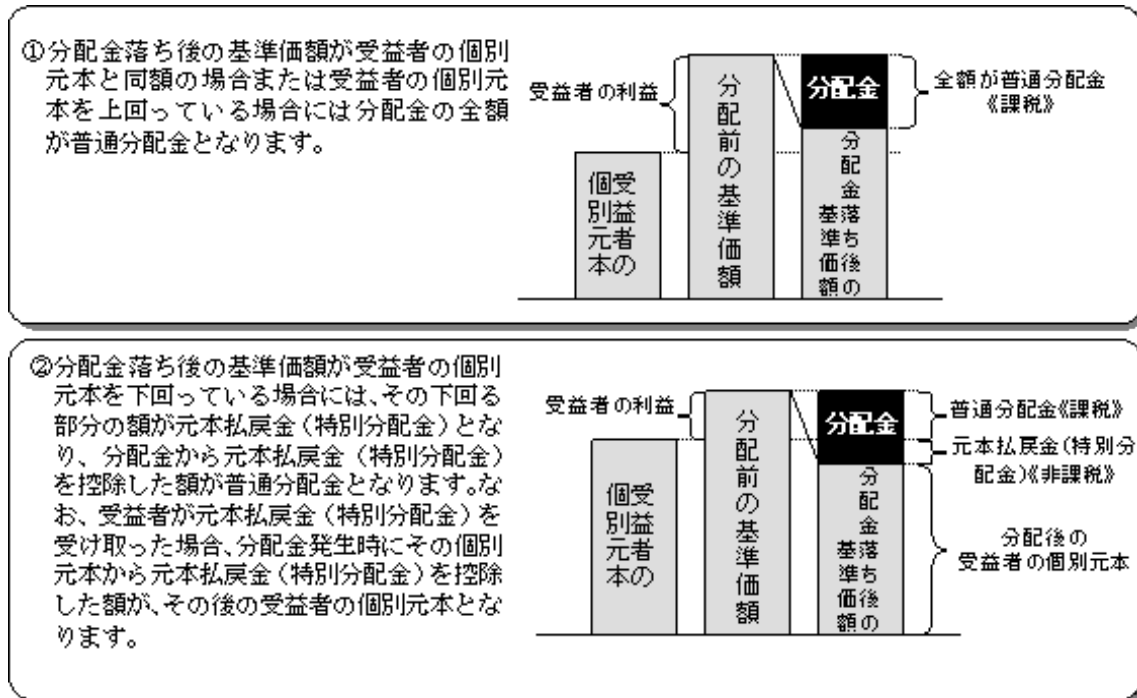
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成25年3月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「情報エレクトロニクスファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 6,844,523,900 | 97.59 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 168,986,373 | 2.40 |
| 合計(純資産総額) | | 7,013,510,273 | 100.00 |

「市況産業ファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 株式 | 日本 | 285,449,800 | 96.41 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 10,624,862 | 3.58 |
| 合計(純資産総額) | | 296,074,662 | 100.00 |

「公共株ファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 株式 | 日本 | 797,300,200 | 96.54 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 28,490,950 | 3.45 |
| 合計(純資産総額) | | 825,791,150 | 100.00 |

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 1,332,813,400 | 94.64 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 75,428,263 | 5.35 |
| 合計(純資産総額) | | 1,408,241,663 | 100.00 |

「地球環境ファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 855,910,200 | 58.78 |
| | アメリカ | 400,421,537 | 27.50 |
| | イギリス | 22,248,044 | 1.52 |
| | ドイツ | 31,367,030 | 2.15 |
| | フランス | 14,376,354 | 0.98 |
| | 香港 | 61,761,823 | 4.24 |
| | 韓国 | 13,280,952 | 0.91 |
| | 小計 | 1,399,365,940 | 96.11 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 56,552,233 | 3.88 |
| 合計(純資産総額) | | 1,455,918,173 | 100.00 |

「株主還元成長株ファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 3,054,320,700 | 95.59 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 140,771,366 | 4.40 |
| 合計(純資産総額) | | 3,195,092,066 | 100.00 |

「マネーボールファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 276,449,214 | 100.00 |
| 合計(純資産総額) | | 276,449,214 | 100.00 |

「マネーボールファンド」
該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

「情報エレクトロニクスファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|--------|---------|
| 株式 | 化学 | 6.42 |
| | 非鉄金属 | 1.93 |
| | 機械 | 4.89 |
| | 電気機器 | 49.02 |
| | 精密機器 | 2.92 |
| | 情報・通信業 | 24.94 |
| | 卸売業 | 3.79 |
| | サービス業 | 3.64 |
| | 小計 | 97.59 |
| 合計 | | 97.59 |

「市況産業ファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|----------|---------|
| 株式 | 鉱業 | 7.29 |
| | 繊維製品 | 2.79 |
| | 化学 | 33.71 |
| | 石油・石炭製品 | 8.09 |
| | ガラス・土石製品 | 2.30 |
| | 鉄鋼 | 17.76 |
| | 非鉄金属 | 14.82 |
| | 海運業 | 0.33 |
| | 卸売業 | 9.27 |
| | 小計 | 96.41 |
| 合計 | | 96.41 |

「公共株ファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|----------|---------|
| 株式 | 建設業 | 14.92 |
| | 化学 | 2.26 |
| | ガラス・土石製品 | 1.02 |
| | 金属製品 | 4.18 |
| | 機械 | 0.71 |
| | 電気機器 | 0.46 |
| | その他製品 | 1.60 |
| | 電気・ガス業 | 13.15 |
| | 陸運業 | 21.05 |
| | 空運業 | 2.43 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 1.77 |
| | 情報・通信業 | 7.98 |
| | 不動産業 | 24.58 |
| | サービス業 | 0.38 |
| | 小計 | 96.54 |
| 合計 | | 96.54 |

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|--------|---------|
| 株式 | 情報・通信業 | 8.91 |
| | 銀行業 | 50.54 |
| | 保険業 | 23.72 |
| | その他金融業 | 11.45 |
| | 小計 | 94.64 |
| 合計 | | 94.64 |

「地球環境ファンド」

| 種類 | 国内 / 海外 | 業種 | 投資比率 (%) | |
|----|-----------------|--------|------------|-------|
| 株式 | 国内 | パルプ・紙 | 0.93 | |
| | | 化学 | 3.84 | |
| | | ゴム製品 | 4.32 | |
| | | 鉄鋼 | 0.51 | |
| | | 非鉄金属 | 4.78 | |
| | | 金属製品 | 2.22 | |
| | | 機械 | 5.42 | |
| | | 電気機器 | 11.16 | |
| | | 輸送用機器 | 10.57 | |
| | | 電気・ガス業 | 4.14 | |
| | | 陸運業 | 3.23 | |
| | | 卸売業 | 6.92 | |
| | | サービス業 | 0.68 | |
| | | 海外 | 石油・ガス・消耗燃料 | 6.58 |
| | | | 化学 | 4.46 |
| | 航空宇宙・防衛 | | 1.80 | |
| | 電気設備 | | 1.01 | |
| | コングロマリット | | 2.32 | |
| | 商社・流通業 | | 1.40 | |
| | 商業・専門サービス | | 6.75 | |
| | 自動車部品 | | 1.85 | |
| | 家庭用品 | | 2.15 | |
| | 情報技術サービス | | 2.20 | |
| | 電力 | | 2.00 | |
| | ガス | | 1.93 | |
| | 総合公益事業 | | 0.98 | |
| | ライフサイエンスツールサービス | | 1.81 | |
| | | | 小計 | 96.11 |
| | 合計 | | 96.11 | |

「株主還元成長株ファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|----------|---------|
| 株式 | 建設業 | 1.08 |
| | 食料品 | 1.05 |
| | 化学 | 10.80 |
| | 医薬品 | 3.60 |
| | ゴム製品 | 4.21 |
| | ガラス・土石製品 | 0.17 |
| | 鉄鋼 | 0.39 |
| | 金属製品 | 1.98 |
| | 機械 | 1.49 |
| | 電気機器 | 16.54 |
| | 輸送用機器 | 11.84 |
| | 精密機器 | 0.17 |
| | その他製品 | 0.68 |
| | 電気・ガス業 | 0.41 |
| | 陸運業 | 4.27 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 0.79 |
| | 情報・通信業 | 5.66 |
| | 卸売業 | 10.70 |
| | 小売業 | 6.54 |
| | 銀行業 | 4.42 |
| | 保険業 | 4.61 |
| | その他金融業 | 0.41 |
| | 不動産業 | 0.90 |
| サービス業 | 2.76 | |
| | 小計 | 95.59 |
| 合計 | | 95.59 |

「マネーブルファンド」

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。
「情報エレクトロニクスファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|--------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第20期 (2004年2月23日) | 36,951 | 37,202 | 0.7357 | 0.7407 |
| 第21期 (2005年2月21日) | 34,956 | 34,956 | 0.7298 | 0.7298 |
| 第22期 (2006年2月21日) | 32,944 | 33,198 | 0.9093 | 0.9163 |
| 第23期 (2007年2月21日) | 25,666 | 25,831 | 0.9301 | 0.9361 |
| 第24期 (2008年2月21日) | 16,661 | 16,661 | 0.7580 | 0.7580 |
| 第25期 (2009年2月23日) | 7,966 | 8,005 | 0.4015 | 0.4035 |
| 第26期 (2010年2月22日) | 9,470 | 9,607 | 0.5537 | 0.5617 |
| 第27期 (2011年2月21日) | 8,221 | 8,292 | 0.5775 | 0.5825 |
| 第28期 (2012年2月21日) | 5,401 | 5,438 | 0.4329 | 0.4359 |
| 第29期 (2013年2月21日) | 6,403 | 6,503 | 0.5784 | 0.5874 |
| 2012年3月末日 | 5,705 | | 0.4626 | |
| 4月末日 | 5,447 | | 0.4451 | |
| 5月末日 | 4,674 | | 0.3891 | |
| 6月末日 | 4,938 | | 0.4140 | |
| 7月末日 | 4,559 | | 0.3869 | |
| 8月末日 | 4,522 | | 0.3884 | |
| 9月末日 | 4,564 | | 0.3950 | |
| 10月末日 | 4,523 | | 0.3952 | |
| 11月末日 | 4,887 | | 0.4311 | |
| 12月末日 | 5,320 | | 0.4738 | |
| 2013年1月末日 | 6,142 | | 0.5504 | |
| 2月末日 | 6,484 | | 0.5875 | |
| 3月末日 | 7,013 | | 0.6401 | |

「市況産業ファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第20期 (2004年2月23日) | 1,001 | 1,006 | 0.5461 | 0.5491 |
| 第21期 (2005年2月21日) | 950 | 957 | 0.6625 | 0.6675 |
| 第22期 (2006年2月21日) | 1,741 | 1,750 | 1.0840 | 1.0900 |
| 第23期 (2007年2月21日) | 1,359 | 1,387 | 1.2407 | 1.2667 |
| 第24期 (2008年2月21日) | 858 | 858 | 0.9525 | 0.9525 |
| 第25期 (2009年2月23日) | 410 | 414 | 0.4722 | 0.4762 |
| 第26期 (2010年2月22日) | 465 | 470 | 0.6190 | 0.6260 |
| 第27期 (2011年2月21日) | 391 | 395 | 0.6445 | 0.6515 |
| 第28期 (2012年2月21日) | 295 | 297 | 0.5271 | 0.5301 |
| 第29期 (2013年2月21日) | 287 | 291 | 0.5621 | 0.5711 |
| 2012年3月末日 | 307 | | 0.5449 | |
| 4月末日 | 290 | | 0.5099 | |
| 5月末日 | 259 | | 0.4440 | |
| 6月末日 | 265 | | 0.4553 | |
| 7月末日 | 247 | | 0.4302 | |
| 8月末日 | 232 | | 0.4213 | |
| 9月末日 | 234 | | 0.4313 | |
| 10月末日 | 242 | | 0.4448 | |
| 11月末日 | 245 | | 0.4648 | |
| 12月末日 | 265 | | 0.5120 | |
| 2013年1月末日 | 290 | | 0.5616 | |
| 2月末日 | 296 | | 0.5708 | |
| 3月末日 | 296 | | 0.5803 | |

「公共株ファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第20期 (2004年2月23日) | 8,022 | 8,074 | 0.6241 | 0.6281 |
| 第21期 (2005年2月21日) | 7,795 | 7,886 | 0.6888 | 0.6968 |
| 第22期 (2006年2月21日) | 7,370 | 7,456 | 0.9394 | 0.9504 |
| 第23期 (2007年2月21日) | 5,139 | 5,232 | 1.1054 | 1.1254 |
| 第24期 (2008年2月21日) | 2,699 | 2,699 | 0.7665 | 0.7665 |
| 第25期 (2009年2月23日) | 1,838 | 1,845 | 0.5427 | 0.5447 |
| 第26期 (2010年2月22日) | 1,742 | 1,771 | 0.6023 | 0.6123 |
| 第27期 (2011年2月21日) | 662 | 668 | 0.6221 | 0.6271 |
| 第28期 (2012年2月21日) | 538 | 542 | 0.5396 | 0.5436 |
| 第29期 (2013年2月21日) | 630 | 641 | 0.6509 | 0.6619 |
| 2012年3月末日 | 559 | | 0.5630 | |
| 4月末日 | 534 | | 0.5384 | |
| 5月末日 | 492 | | 0.4967 | |
| 6月末日 | 534 | | 0.5392 | |
| 7月末日 | 525 | | 0.5308 | |
| 8月末日 | 524 | | 0.5300 | |
| 9月末日 | 541 | | 0.5477 | |
| 10月末日 | 534 | | 0.5463 | |
| 11月末日 | 543 | | 0.5575 | |
| 12月末日 | 591 | | 0.6117 | |
| 2013年1月末日 | 631 | | 0.6511 | |
| 2月末日 | 658 | | 0.6695 | |
| 3月末日 | 825 | | 0.7326 | |

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第17期 (2004年2月23日) | 2,633 | 2,641 | 0.3541 | 0.3551 |
| 第18期 (2005年2月21日) | 3,407 | 3,414 | 0.4646 | 0.4656 |
| 第19期 (2006年2月21日) | 5,298 | 5,306 | 0.7108 | 0.7118 |
| 第20期 (2007年2月21日) | 4,880 | 4,880 | 0.7184 | 0.7184 |
| 第21期 (2008年2月21日) | 2,750 | 2,750 | 0.4526 | 0.4526 |
| 第22期 (2009年2月23日) | 1,185 | 1,191 | 0.2260 | 0.2270 |
| 第23期 (2010年2月22日) | 1,626 | 1,633 | 0.2606 | 0.2616 |
| 第24期 (2011年2月21日) | 1,535 | 1,562 | 0.2882 | 0.2932 |
| 第25期 (2012年2月21日) | 1,140 | 1,154 | 0.2389 | 0.2419 |
| 第26期 (2013年2月21日) | 1,253 | 1,273 | 0.3078 | 0.3128 |
| 2012年3月末日 | 1,211 | | 0.2506 | |
| 4月末日 | 1,123 | | 0.2343 | |
| 5月末日 | 888 | | 0.2059 | |
| 6月末日 | 985 | | 0.2293 | |
| 7月末日 | 949 | | 0.2229 | |
| 8月末日 | 933 | | 0.2214 | |
| 9月末日 | 970 | | 0.2313 | |
| 10月末日 | 982 | | 0.2369 | |
| 11月末日 | 990 | | 0.2424 | |
| 12月末日 | 1,113 | | 0.2716 | |
| 2013年1月末日 | 1,227 | | 0.3026 | |
| 2月末日 | 1,271 | | 0.3070 | |
| 3月末日 | 1,408 | | 0.3347 | |

「地球環境ファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第14期 (2004年2月23日) | 4,041 | 4,062 | 0.5684 | 0.5713 |
| 第15期 (2005年2月21日) | 4,173 | 4,237 | 0.6503 | 0.6603 |
| 第16期 (2006年2月21日) | 4,274 | 4,337 | 0.8787 | 0.8917 |
| 第17期 (2007年2月21日) | 4,040 | 4,092 | 0.9585 | 0.9707 |
| 第18期 (2008年2月21日) | 3,149 | 3,166 | 0.8938 | 0.8988 |
| 第19期 (2009年2月23日) | 1,614 | 1,629 | 0.5281 | 0.5331 |
| 第20期 (2010年2月22日) | 1,763 | 1,791 | 0.7013 | 0.7123 |
| 第21期 (2011年2月21日) | 1,805 | 1,826 | 0.7716 | 0.7806 |
| 第22期 (2012年2月21日) | 1,371 | 1,373 | 0.6672 | 0.6682 |
| 第23期 (2013年2月21日) | 1,361 | 1,381 | 0.7208 | 0.7318 |
| 2012年3月末日 | 1,402 | | 0.6872 | |
| 4月末日 | 1,345 | | 0.6659 | |
| 5月末日 | 1,206 | | 0.5995 | |
| 6月末日 | 1,241 | | 0.6191 | |
| 7月末日 | 1,229 | | 0.6162 | |
| 8月末日 | 1,215 | | 0.6137 | |
| 9月末日 | 1,217 | | 0.6161 | |
| 10月末日 | 1,207 | | 0.6125 | |
| 11月末日 | 1,228 | | 0.6322 | |
| 12月末日 | 1,264 | | 0.6641 | |
| 2013年1月末日 | 1,348 | | 0.7137 | |
| 2月末日 | 1,382 | | 0.7239 | |
| 3月末日 | 1,455 | | 0.7690 | |

「株主還元成長株ファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|--------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第13期 (2004年2月23日) | 9,922 | 9,965 | 0.4681 | 0.4701 |
| 第14期 (2005年2月21日) | 9,646 | 9,705 | 0.4913 | 0.4943 |
| 第15期 (2006年2月21日) | 12,090 | 12,197 | 0.6794 | 0.6854 |
| 第16期 (2007年2月21日) | 11,186 | 11,308 | 0.7353 | 0.7433 |
| 第17期 (2008年2月21日) | 7,134 | 7,134 | 0.5454 | 0.5454 |
| 第18期 (2009年2月23日) | 3,371 | 3,396 | 0.2702 | 0.2722 |
| 第19期 (2010年2月22日) | 3,779 | 3,847 | 0.3331 | 0.3391 |
| 第20期 (2011年2月21日) | 3,735 | 3,777 | 0.3550 | 0.3590 |
| 第21期 (2012年2月21日) | 2,955 | 2,975 | 0.3010 | 0.3030 |
| 第22期 (2013年2月21日) | 3,039 | 3,093 | 0.3380 | 0.3440 |
| 2012年3月末日 | 3,082 | | 0.3185 | |
| 4月末日 | 2,945 | | 0.3059 | |
| 5月末日 | 2,614 | | 0.2726 | |
| 6月末日 | 2,731 | | 0.2865 | |
| 7月末日 | 2,609 | | 0.2755 | |
| 8月末日 | 2,567 | | 0.2737 | |
| 9月末日 | 2,559 | | 0.2747 | |
| 10月末日 | 2,556 | | 0.2756 | |
| 11月末日 | 2,630 | | 0.2856 | |
| 12月末日 | 2,790 | | 0.3052 | |
| 2013年1月末日 | 3,010 | | 0.3339 | |
| 2月末日 | 3,024 | | 0.3398 | |
| 3月末日 | 3,195 | | 0.3651 | |

「マネーボールファンド」

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第20期 (2004年2月23日) | 431 | 431 | 1.0014 | 1.0014 |
| 第21期 (2005年2月21日) | 386 | 386 | 1.0014 | 1.0014 |
| 第22期 (2006年2月21日) | 578 | 578 | 1.0014 | 1.0014 |
| 第23期 (2007年2月21日) | 529 | 529 | 1.0021 | 1.0026 |
| 第24期 (2008年2月21日) | 331 | 331 | 1.0035 | 1.0045 |
| 第25期 (2009年2月23日) | 270 | 271 | 1.0047 | 1.0057 |
| 第26期 (2010年2月22日) | 138 | 139 | 1.0053 | 1.0058 |
| 第27期 (2011年2月21日) | 124 | 124 | 1.0057 | 1.0062 |
| 第28期 (2012年2月21日) | 101 | 101 | 1.0060 | 1.0065 |
| 第29期 (2013年2月21日) | 90 | 90 | 1.0064 | 1.0069 |
| 2012年3月末日 | 97 | | 1.0061 | |
| 4月末日 | 91 | | 1.0061 | |
| 5月末日 | 81 | | 1.0062 | |
| 6月末日 | 81 | | 1.0063 | |
| 7月末日 | 76 | | 1.0064 | |
| 8月末日 | 92 | | 1.0064 | |
| 9月末日 | 88 | | 1.0065 | |
| 10月末日 | 79 | | 1.0066 | |
| 11月末日 | 88 | | 1.0066 | |
| 12月末日 | 86 | | 1.0067 | |
| 2013年1月末日 | 86 | | 1.0068 | |
| 2月末日 | 281 | | 1.0064 | |
| 3月末日 | 276 | | 1.0064 | |

【分配の推移】

「情報エレクトロニクスファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第20期 | 0.0050 円 |
| 第21期 | 0.0000 円 |
| 第22期 | 0.0070 円 |
| 第23期 | 0.0060 円 |
| 第24期 | 0.0000 円 |
| 第25期 | 0.0020 円 |
| 第26期 | 0.0080 円 |
| 第27期 | 0.0050 円 |
| 第28期 | 0.0030 円 |
| 第29期 | 0.0090 円 |

「市況産業ファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第20期 | 0.0030 円 |
| 第21期 | 0.0050 円 |
| 第22期 | 0.0060 円 |
| 第23期 | 0.0260 円 |
| 第24期 | 0.0000 円 |
| 第25期 | 0.0040 円 |
| 第26期 | 0.0070 円 |
| 第27期 | 0.0070 円 |
| 第28期 | 0.0030 円 |
| 第29期 | 0.0090 円 |

「公共株ファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第20期 | 0.0040 円 |
| 第21期 | 0.0080 円 |
| 第22期 | 0.0110 円 |
| 第23期 | 0.0200 円 |
| 第24期 | 0.0000 円 |
| 第25期 | 0.0020 円 |
| 第26期 | 0.0100 円 |
| 第27期 | 0.0050 円 |
| 第28期 | 0.0040 円 |
| 第29期 | 0.0110 円 |

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第17期 | 0.0010 円 |
| 第18期 | 0.0010 円 |
| 第19期 | 0.0010 円 |
| 第20期 | 0.0000 円 |
| 第21期 | 0.0000 円 |
| 第22期 | 0.0010 円 |
| 第23期 | 0.0010 円 |
| 第24期 | 0.0050 円 |
| 第25期 | 0.0030 円 |
| 第26期 | 0.0050 円 |

「地球環境ファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第14期 | 0.0030 円 |
| 第15期 | 0.0100 円 |
| 第16期 | 0.0130 円 |
| 第17期 | 0.0130 円 |
| 第18期 | 0.0050 円 |
| 第19期 | 0.0050 円 |
| 第20期 | 0.0110 円 |
| 第21期 | 0.0090 円 |
| 第22期 | 0.0010 円 |
| 第23期 | 0.0110 円 |

「株主還元成長株ファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第13期 | 0.0020 円 |
| 第14期 | 0.0030 円 |
| 第15期 | 0.0060 円 |
| 第16期 | 0.0080 円 |
| 第17期 | 0.0000 円 |
| 第18期 | 0.0020 円 |
| 第19期 | 0.0060 円 |
| 第20期 | 0.0040 円 |
| 第21期 | 0.0020 円 |
| 第22期 | 0.0060 円 |

「マネーボールファンド」

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-----------|
| 第20期 | 0.0000 円 |
| 第21期 | 0.0000 円 |
| 第22期 | 0.0000 円 |
| 第23期 | 0.0005 円 |
| 第24期 | 0.0010 円 |
| 第25期 | 0.0010 円 |
| 第26期 | 0.0005 円 |
| 第27期 | 0.0005 円 |
| 第28期 | 0.0005 円 |
| 第29期 | 0.0005 円 |

【収益率の推移】

「情報エレクトロニクスファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|--------|
| 第20期 | 35.3 % |
| 第21期 | 0.8 % |
| 第22期 | 25.6 % |
| 第23期 | 2.9 % |
| 第24期 | 18.5 % |
| 第25期 | 46.8 % |
| 第26期 | 39.9 % |
| 第27期 | 5.2 % |
| 第28期 | 24.5 % |
| 第29期 | 35.7 % |

「市況産業ファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|--------|
| 第20期 | 35.0 % |
| 第21期 | 22.2 % |
| 第22期 | 64.5 % |
| 第23期 | 16.9 % |
| 第24期 | 23.2 % |
| 第25期 | 50.0 % |
| 第26期 | 32.6 % |
| 第27期 | 5.3 % |
| 第28期 | 17.8 % |
| 第29期 | 8.3 % |

「公共株ファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|--------|
| 第20期 | 26.7 % |
| 第21期 | 11.6 % |
| 第22期 | 38.0 % |
| 第23期 | 19.8 % |
| 第24期 | 30.7 % |
| 第25期 | 28.9 % |
| 第26期 | 12.8 % |
| 第27期 | 4.1 % |
| 第28期 | 12.6 % |
| 第29期 | 22.7 % |

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|--------|
| 第17期 | 54.9 % |
| 第18期 | 31.5 % |
| 第19期 | 53.2 % |
| 第20期 | 1.1 % |
| 第21期 | 37.0 % |
| 第22期 | 49.8 % |
| 第23期 | 15.8 % |
| 第24期 | 12.5 % |
| 第25期 | 16.1 % |
| 第26期 | 30.9 % |

「地球環境ファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|--------|
| 第14期 | 30.3 % |
| 第15期 | 16.2 % |
| 第16期 | 37.1 % |
| 第17期 | 10.5 % |
| 第18期 | 6.2 % |
| 第19期 | 40.4 % |
| 第20期 | 34.9 % |
| 第21期 | 11.3 % |
| 第22期 | 13.4 % |
| 第23期 | 9.7 % |

「株主還元成長株ファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|--------|
| 第13期 | 14.8 % |
| 第14期 | 5.6 % |
| 第15期 | 39.5 % |
| 第16期 | 9.4 % |
| 第17期 | 25.8 % |
| 第18期 | 50.1 % |
| 第19期 | 25.5 % |
| 第20期 | 7.8 % |
| 第21期 | 14.6 % |
| 第22期 | 14.3 % |

「マネーブルファンド」

| 期 | 収益率 |
|------|-------|
| 第20期 | 0.0 % |
| 第21期 | 0.0 % |
| 第22期 | 0.0 % |
| 第23期 | 0.1 % |
| 第24期 | 0.2 % |
| 第25期 | 0.2 % |
| 第26期 | 0.1 % |
| 第27期 | 0.1 % |
| 第28期 | 0.1 % |
| 第29期 | 0.1 % |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

「情報エレクトロニクスファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 第20期 | 7,492,835,657 | 13,304,446,368 | 50,224,890,274 |
| 第21期 | 10,038,854,292 | 12,365,706,912 | 47,898,037,654 |
| 第22期 | 4,409,531,961 | 16,077,565,449 | 36,230,004,166 |
| 第23期 | 2,221,508,701 | 10,857,267,434 | 27,594,245,433 |
| 第24期 | 565,254,782 | 6,179,400,037 | 21,980,100,178 |
| 第25期 | 162,736,933 | 2,300,956,337 | 19,841,880,774 |
| 第26期 | 1,009,997,429 | 3,747,314,068 | 17,104,564,135 |
| 第27期 | 451,018,954 | 3,317,746,369 | 14,237,836,720 |
| 第28期 | 228,385,768 | 1,989,887,203 | 12,476,335,285 |
| 第29期 | 232,411,882 | 1,637,237,793 | 11,071,509,374 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「市況産業ファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|---------------|---------------|---------------|
| 第20期 | 646,750,837 | 877,837,947 | 1,833,842,346 |
| 第21期 | 343,053,335 | 742,440,037 | 1,434,455,644 |
| 第22期 | 1,377,779,684 | 1,205,880,189 | 1,606,355,139 |
| 第23期 | 267,682,841 | 778,449,015 | 1,095,588,965 |
| 第24期 | 335,343,659 | 529,663,080 | 901,269,544 |
| 第25期 | 157,800,517 | 189,404,125 | 869,665,936 |
| 第26期 | 190,943,395 | 308,469,554 | 752,139,777 |
| 第27期 | 70,813,871 | 215,606,235 | 607,347,413 |
| 第28期 | 130,904,701 | 177,803,754 | 560,448,360 |
| 第29期 | 92,537,594 | 141,746,278 | 511,239,676 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「公共株ファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|---------------|---------------|----------------|
| 第20期 | 2,963,058,675 | 1,798,884,803 | 12,854,527,421 |
| 第21期 | 259,784,805 | 1,796,403,126 | 11,317,909,100 |
| 第22期 | 492,215,766 | 3,963,842,738 | 7,846,282,128 |
| 第23期 | 482,843,383 | 3,679,265,036 | 4,649,860,475 |
| 第24期 | 89,296,418 | 1,217,696,915 | 3,521,459,978 |
| 第25期 | 50,278,745 | 184,666,691 | 3,387,072,032 |
| 第26期 | 45,238,922 | 539,101,059 | 2,893,209,895 |
| 第27期 | 46,595,533 | 1,874,080,504 | 1,065,724,924 |
| 第28期 | 17,619,141 | 85,890,157 | 997,453,908 |
| 第29期 | 28,189,559 | 56,799,763 | 968,843,704 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|---------------|---------------|---------------|
| 第17期 | 7,109,324,212 | 8,563,130,415 | 7,437,619,976 |
| 第18期 | 6,633,469,534 | 6,738,018,832 | 7,333,070,678 |
| 第19期 | 7,721,105,446 | 7,598,956,042 | 7,455,220,082 |
| 第20期 | 3,385,351,405 | 4,047,225,796 | 6,793,345,691 |
| 第21期 | 1,394,698,834 | 2,110,057,967 | 6,077,986,558 |
| 第22期 | 607,180,970 | 1,437,904,515 | 5,247,263,013 |
| 第23期 | 5,485,772,594 | 4,488,866,469 | 6,244,169,138 |
| 第24期 | 429,804,326 | 1,343,940,392 | 5,330,033,072 |
| 第25期 | 653,011,153 | 1,209,247,492 | 4,773,796,733 |
| 第26期 | 386,354,709 | 1,087,442,938 | 4,072,708,504 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「地球環境ファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|-------------|---------------|---------------|
| 第14期 | 88,588,200 | 1,146,700,842 | 7,110,784,404 |
| 第15期 | 196,458,340 | 890,089,690 | 6,417,153,054 |
| 第16期 | 899,150,230 | 2,452,166,528 | 4,864,136,756 |
| 第17期 | 149,521,843 | 797,738,029 | 4,215,920,570 |
| 第18期 | 253,552,181 | 945,928,153 | 3,523,544,598 |
| 第19期 | 205,953,206 | 673,228,969 | 3,056,268,835 |
| 第20期 | 42,266,391 | 584,052,365 | 2,514,482,861 |
| 第21期 | 50,190,166 | 224,454,418 | 2,340,218,609 |
| 第22期 | 29,691,825 | 313,900,159 | 2,056,010,275 |
| 第23期 | 6,199,973 | 174,058,184 | 1,888,152,064 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「株主還元成長株ファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|---------------|---------------|----------------|
| 第13期 | 605,872,048 | 2,383,675,184 | 21,199,169,589 |
| 第14期 | 898,912,827 | 2,464,901,721 | 19,633,180,695 |
| 第15期 | 1,850,635,243 | 3,686,935,957 | 17,796,879,981 |
| 第16期 | 583,840,477 | 3,167,516,601 | 15,213,203,857 |
| 第17期 | 307,813,317 | 2,439,505,044 | 13,081,512,130 |
| 第18期 | 208,227,931 | 814,474,628 | 12,475,265,433 |
| 第19期 | 167,939,292 | 1,299,375,914 | 11,343,828,811 |
| 第20期 | 216,099,195 | 1,036,853,266 | 10,523,074,740 |
| 第21期 | 185,024,569 | 887,936,682 | 9,820,162,627 |
| 第22期 | 178,351,167 | 1,008,131,201 | 8,990,382,593 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

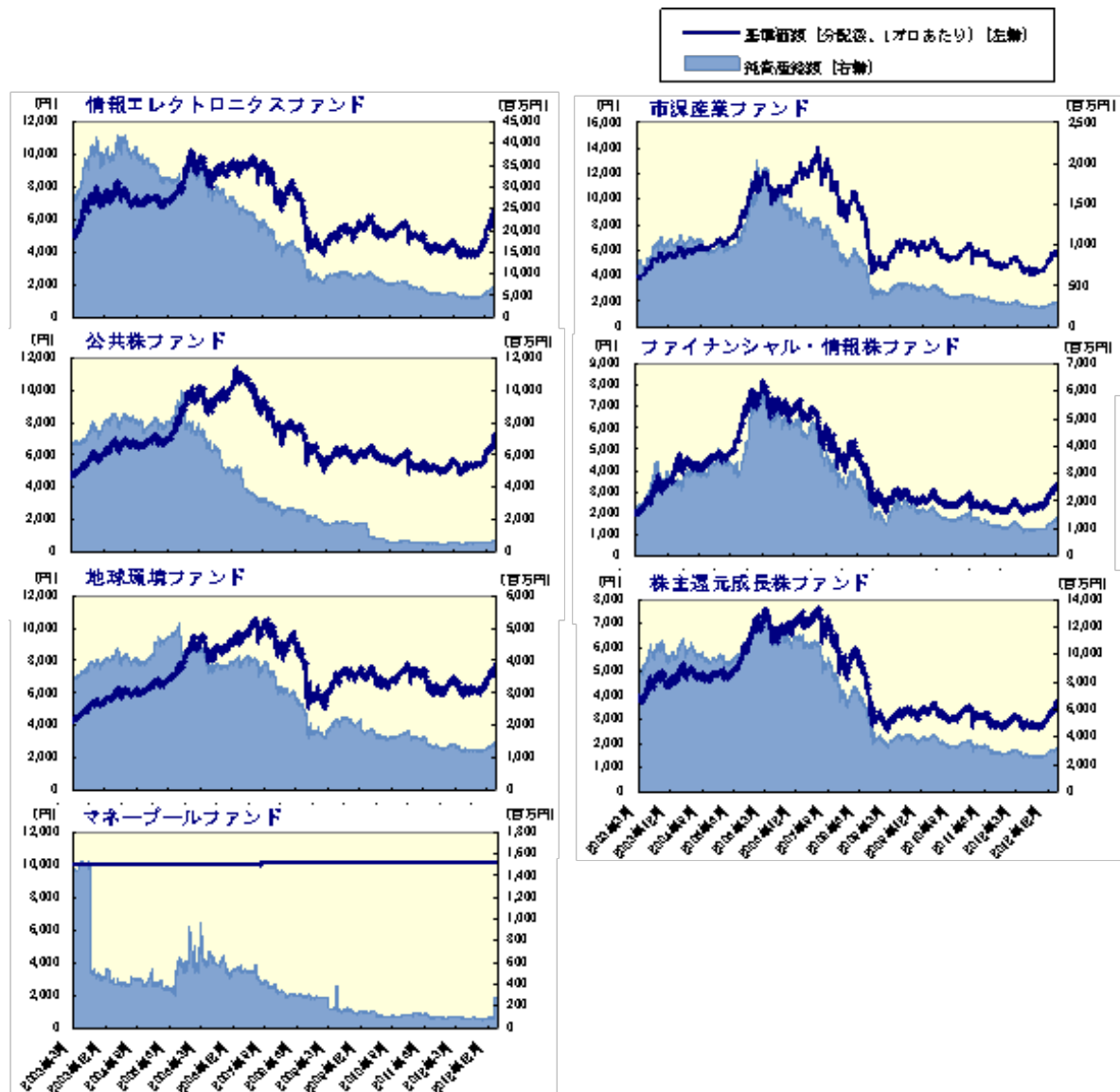
「マネーボールファンド」

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|------|---------------|---------------|-------------|
| 第20期 | 796,626,355 | 1,835,987,828 | 430,418,616 |
| 第21期 | 825,847,080 | 870,523,335 | 385,742,361 |
| 第22期 | 2,951,153,866 | 2,759,553,514 | 577,342,713 |
| 第23期 | 2,206,324,536 | 2,255,526,488 | 528,140,761 |
| 第24期 | 856,422,339 | 1,054,471,706 | 330,091,394 |
| 第25期 | 358,963,617 | 419,564,255 | 269,490,756 |
| 第26期 | 562,945,232 | 694,190,848 | 138,245,140 |
| 第27期 | 182,478,365 | 196,665,128 | 124,058,377 |
| 第28期 | 149,469,970 | 172,578,056 | 100,950,291 |
| 第29期 | 156,186,705 | 167,115,132 | 90,021,864 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績（2013年3月29日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

| | 情報エレクトロニクス ファンド [※] | 市況産業ファンド [※] | 公共株ファンド [※] | ファイナンシャル・ 情報株ファンド [※] | 地球環境ファンド [※] | 株主還元 成長株ファンド [※] | マネーボールファンド [※] |
|---------|---------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 2013年2月 | 90 円 | 90 円 | 110 円 | 50 円 | 110 円 | 60 円 | 5 円 |
| 2012年2月 | 30 円 | 30 円 | 40 円 | 30 円 | 10 円 | 20 円 | 5 円 |
| 2011年2月 | 50 円 | 70 円 | 50 円 | 50 円 | 90 円 | 40 円 | 5 円 |
| 2010年2月 | 80 円 | 70 円 | 100 円 | 10 円 | 110 円 | 60 円 | 5 円 |
| 2009年2月 | 20 円 | 40 円 | 20 円 | 10 円 | 50 円 | 20 円 | 10 円 |
| 設定来累計 | 3,730 円 | 7,650 円 | 10,340 円 | 1,370 円 | 1,290 円 | 975 円 | 3,960 円 |

[主要な資産の状況]

| 銘柄別投資比率(上位) | | | |
|-------------------------|---------------------------------|-----------|----------|
| 情報エレクトロニクスファンド | | | |
| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
| 1 | ガンホー・オンライン・エンターテイメント | 情報・通信業 | 6.2 |
| 2 | 東芝 | 電気機器 | 6.1 |
| 3 | 日立製作所 | 電気機器 | 6.0 |
| 4 | 京セラ | 電気機器 | 5.2 |
| 5 | キヤノン | 電気機器 | 4.8 |
| 6 | 村田製作所 | 電気機器 | 4.6 |
| 7 | ディスコ | 機械 | 4.6 |
| 8 | ソニー | 電気機器 | 4.4 |
| 9 | 三菱電機 | 電気機器 | 4.4 |
| 10 | 日東電工 | 化学 | 4.4 |
| 市況産業ファンド | | | |
| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
| 1 | JXホールディングス | 石油・石炭製品 | 8.1 |
| 2 | 新日鐵住金 | 鉄鋼 | 7.9 |
| 3 | 住友電気工業 | 非鉄金属 | 6.5 |
| 4 | 国際石油開発帝石 | 鉱業 | 5.9 |
| 5 | 住友化学 | 化学 | 4.8 |
| 6 | ダイセル | 化学 | 4.0 |
| 7 | 住友金属鉱山 | 非鉄金属 | 3.6 |
| 8 | 大和工業 | 鉄鋼 | 3.4 |
| 9 | 大塚日酸 | 化学 | 3.2 |
| 10 | 三菱商事 | 卸売業 | 3.1 |
| 公共株ファンド | | | |
| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
| 1 | 東日本旅客鉄道 | 陸運業 | 9.2 |
| 2 | 三井不動産 | 不動産業 | 7.2 |
| 3 | 三井不動産 | 不動産業 | 6.4 |
| 4 | 住友不動産 | 不動産業 | 4.8 |
| 5 | 東京瓦斯 | 電気・ガス業 | 4.5 |
| 6 | 積水ハウス | 建設業 | 3.6 |
| 7 | 大阪瓦斯 | 電気・ガス業 | 3.2 |
| 8 | LIXILグループ | 金属製品 | 2.5 |
| 9 | 日本航空 | 空運業 | 2.4 |
| 10 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 2.4 |
| ファイナンシャル・情報株ファンド | | | |
| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
| 1 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 9.3 |
| 2 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 8.8 |
| 3 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 8.1 |
| 4 | オリックス | その他金融業 | 8.0 |
| 5 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 6.8 |
| 6 | 横正銀行 | 銀行業 | 6.0 |
| 7 | 千葉銀行 | 銀行業 | 4.6 |
| 8 | M&Aインシュアランスグループホールディングス | 保険業 | 4.5 |
| 9 | アニコムホールディングス | 保険業 | 4.0 |
| 10 | りそなホールディングス | 銀行業 | 3.7 |
| 地球環境ファンド | | | |
| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
| 1 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 3.6 |
| 2 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 3.3 |
| 3 | 東日本旅客鉄道 | 陸運業 | 3.2 |
| 4 | ブリヂストン | ゴム製品 | 2.8 |
| 5 | 住友電気工業 | 非鉄金属 | 2.4 |
| 6 | GENERAL ELEC CO | コングロマリット | 2.3 |
| 7 | CHINA EVERBRIGHT INTL LTD | 炭業・専門サービス | 2.3 |
| 8 | WASTE MANAGEMENT INC | 炭業・専門サービス | 2.3 |
| 9 | INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES | 情報技術サービス | 2.2 |
| 10 | STERICYCLE INC | 炭業・専門サービス | 2.2 |

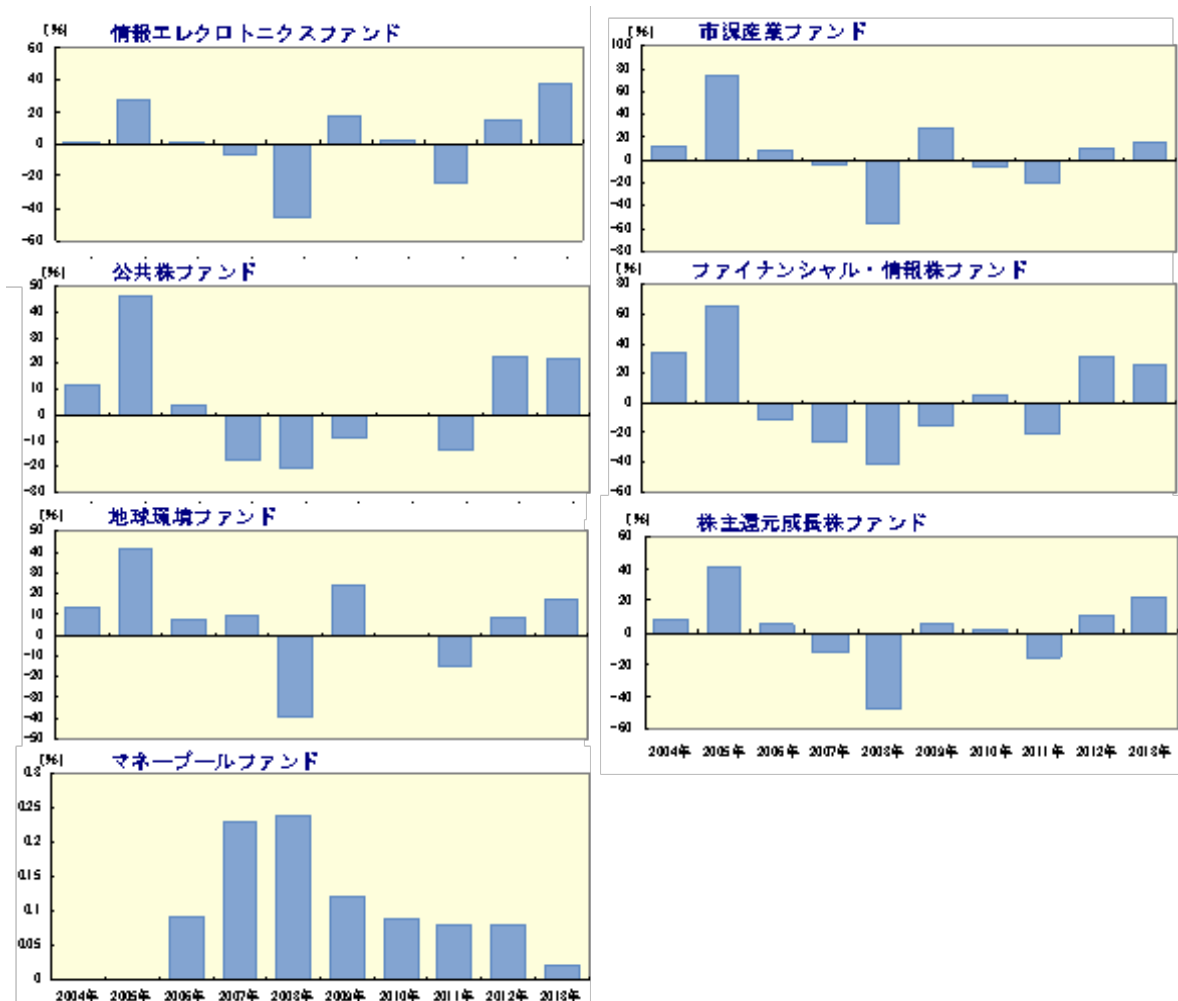
| 国/地域別投資比率(上位) | | |
|---------------|------------|----------|
| 順位 | 国/地域 (通貨別) | 投資比率 (%) |
| 1 | 日本 | 58.8 |
| 2 | アメリカ | 27.6 |
| 3 | 香港 | 4.2 |
| 4 | ドイツ | 2.2 |
| 5 | イギリス | 1.6 |

※ユーロについては発行国で記載しております。

| 株主還元成長株ファンド | | | |
|-------------|--------------|-------|-------------|
| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率 (%) |
| 1 | 東日本旅客鉄道 | 陸運業 | 4.1 |
| 2 | ブリヂストン | ゴム製品 | 3.9 |
| 3 | アイシン精機 | 輸送用機器 | 3.7 |
| 4 | 日本新薬 | 医薬品 | 3.4 |
| 5 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 3.3 |
| 6 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 3.3 |
| 7 | 山洋電気 | 電気機器 | 3.1 |
| 8 | キヤノン | 電気機器 | 3.0 |
| 9 | 日本化成化学工業 | 化学 | 2.8 |
| 10 | エイチ・アイ・エス | サービス業 | 2.8 |

| マネーブルファンド | |
|---------------------|-------------|
| 資産の種類 | 投資比率 (%) |
| 現金・預金・その他の資産(買値控除後) | 100.0 |

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。
 グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、10万円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、10万円以上1円単位とします。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は3千円以上1円単位とします。(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

積立方式

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

各ファンドの受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「地球環境ファンド」の場合）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

() 「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、取得申込日の基準価額に2.1%

(税抜2.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

() 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1円単位または1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいて、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「地球環境ファンド」の場合）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1円単位または1口単位をもってその受益権を買取ります。

買取請求の受け付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われかつ、その買取請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

受益権の買取価額は、買取申込みの受付日の基準価額とします。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいて、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える買取りは行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、大口解約の制限に準じて、別途、制限を設ける場合があります（詳しくは前記「(a)信託の一部解約（解約請求制）」をご参照下さい。）。

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「地球環境ファンド」の場合）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとしします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|-------|---|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。 |

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」、「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「地球環境ファンド」、「株主還元成長株ファンド」および「マネープールファンド」

平成26年2月21日まで

「情報エレクトロニクスファンド」は、平成31年2月21日まで

| | |
|---|----------------|
| 「情報エレクトロニクスファンド」、「公共株ファンド」および「マネープールファンド」 | ： 昭和59年2月22日設定 |
| 「ファイナンシャル・情報株ファンド」 | ： 昭和62年12月1日設定 |
| 「地球環境ファンド」 | ： 平成2年6月25日設定 |
| 「株主還元成長株ファンド」 | ： 平成3年4月15日設定 |

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月22日から翌年2月21日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は平成26年2月21日に終了するものとします。

「情報エレクトロニクスファンド」は、平成31年2月21日に終了するものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、各ファンドにつき、信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回る事となった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に

設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者()に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第28期 平成24年 2月21日現在 | 第29期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 159,955,662 | 395,904,888 |
| 株式 | 5,309,890,800 | 6,058,606,900 |
| 未収入金 | 5,419,085 | 380,947,701 |
| 未収配当金 | 12,747,000 | 11,935,000 |
| 未収利息 | 394 | 957 |
| 流動資産合計 | 5,488,012,941 | 6,847,395,446 |
| 資産合計 | 5,488,012,941 | 6,847,395,446 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 4,174,928 | 299,144,779 |
| 未払収益分配金 | 37,429,005 | 99,643,584 |
| 未払解約金 | 5,814,552 | 7,043,544 |
| 未払受託者報酬 | 2,848,756 | 2,663,944 |
| 未払委託者報酬 | 36,179,065 | 35,457,932 |
| その他未払費用 | 85,403 | 79,862 |
| 流動負債合計 | 86,531,709 | 444,033,645 |
| 負債合計 | 86,531,709 | 444,033,645 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 12,476,335,285 | 11,071,509,374 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 7,074,854,053 | 4,668,147,573 |
| （分配準備積立金） | 1,631,945,069 | 1,425,501,380 |
| 元本等合計 | 5,401,481,232 | 6,403,361,801 |
| 純資産合計 | 5,401,481,232 | 6,403,361,801 |
| 負債純資産合計 | 5,488,012,941 | 6,847,395,446 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 138,793,274 | 114,108,300 |
| 受取利息 | 69,696 | 65,119 |
| 有価証券売買等損益 | 2,016,247,136 | 1,664,084,273 |
| その他収益 | 8 | - |
| 営業収益合計 | 1,877,384,158 | 1,778,257,692 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 6,432,013 | 5,319,441 |
| 委託者報酬 | 82,493,080 | 70,420,429 |
| その他費用 | 192,837 | 159,461 |
| 営業費用合計 | 89,117,930 | 75,899,331 |
| 営業利益 | 1,966,502,088 | 1,702,358,361 |
| 経常利益 | 1,966,502,088 | 1,702,358,361 |
| 当期純利益 | 1,966,502,088 | 1,702,358,361 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 211,973,904 | 5,767,318 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 6,016,035,993 | 7,074,854,053 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 841,486,253 | 928,557,252 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 841,486,253 | 928,557,252 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 108,347,124 | 130,332,867 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 108,347,124 | 130,332,867 |
| 分配金 | 37,429,005 | 99,643,584 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 7,074,854,053 | 4,668,147,573 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 12,476,335,285 口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数 11,071,509,374 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,074,854,053 円 | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,668,147,573 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4329 円 (10,000口当たり純資産額 4,329 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5784 円 (10,000口当たり純資産額 5,784 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|----|----|--------------|---|------------|---|---------------------------|---|--|---|--------|---|---------------|---|----------|---|---------------|---|---------------|-------------|---------------|---|--------------|---|----------------|---|-------------------|--------------------|-------|---|----------------|---|----|---|---------|--------------------|------------|---|--|----|--|----|----|--------------|---|-------------|---|---------------------------|---|--|---|--------|---|---------------|---|----------|---|---------------|---|---------------|-------------|---------------|---|--------------|---|----------------|---|-------------------|--------------------|-------|---|----------------|---|----|---|---------|--------------------|------------|---|
| 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額7,892,844,023円(10,000口当たり6,326円)のうち、37,429,005円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。 | 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額7,076,434,604円(10,000口当たり6,391円)のうち、99,643,584円(10,000口当たり90円)を分配金額としております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>45,058,339</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6,223,469,949</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,624,315,735</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>7,892,844,023</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>12,476,335,285</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>6,326</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>37,429,005</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | 金額 | 単位 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 45,058,339 | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | | 円 | 収益調整金額 | C | 6,223,469,949 | 円 | 分配準備積立金額 | D | 1,624,315,735 | 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 7,892,844,023 | 円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,476,335,285 | 口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 6,326 | 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 30 | 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 37,429,005 | 円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>105,019,576</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>5,551,289,640</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,420,125,388</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>7,076,434,604</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,071,509,374</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>6,391</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>90</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>99,643,584</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | 金額 | 単位 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 105,019,576 | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | | 円 | 収益調整金額 | C | 5,551,289,640 | 円 | 分配準備積立金額 | D | 1,420,125,388 | 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 7,076,434,604 | 円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 11,071,509,374 | 口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 6,391 | 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 90 | 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 99,643,584 | 円 |
| 項目 | | 金額 | 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 45,058,339 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 6,223,469,949 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 1,624,315,735 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 7,892,844,023 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,476,335,285 | 口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 6,326 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 30 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 37,429,005 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | 金額 | 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 105,019,576 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 5,551,289,640 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 1,420,125,388 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 7,076,434,604 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 11,071,509,374 | 口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 6,391 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 90 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 99,643,584 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 1 金融商品に対する取組方針 |

| | |
|---|-----------------------------|
| <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> | 同左 |
| <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> | 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 |
| <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | 3 金融商品に係るリスク管理体制 同左 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|---|---------------------------------|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> |
| <p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> | <p>2 時価の算定方法 同左</p> |

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|--------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 14,237,836,720 円 | 期首元本額 12,476,335,285 円 |
| 期中追加設定元本額 228,385,768 円 | 期中追加設定元本額 232,411,882 円 |
| 期中一部解約元本額 1,989,887,203 円 | 期中一部解約元本額 1,637,237,793 円 |

2 有価証券関係
売買目的有価証券

| | 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 種類 | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 954,342,899 | 820,557,128 |
| 合計 | 954,342,899 | 820,557,128 |

3 デリバティブ取引関係
 第28期(平成24年2月21日現在)
 該当事項はございません。
 第29期(平成25年2月21日現在)
 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|------------|---------|-----------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 日本ゼオン | 90,000 | 904.00 | 81,360,000 | |
| | メック | 100,000 | 473.00 | 47,300,000 | |
| | 日東電工 | 55,000 | 5,200.00 | 286,000,000 | |
| | 住友電気工業 | 41,000 | 1,044.00 | 42,804,000 | |
| | フジクラ | 100,000 | 269.00 | 26,900,000 | |
| | タツタ電線 | 110,000 | 660.00 | 72,600,000 | |
| | ディスコ | 60,000 | 5,350.00 | 321,000,000 | |
| | サムコ | 31,200 | 715.00 | 22,308,000 | |
| | 日立製作所 | 770,000 | 522.00 | 401,940,000 | |
| | 東芝 | 900,000 | 412.00 | 370,800,000 | |
| | 三菱電機 | 410,000 | 771.00 | 316,110,000 | |
| | マブチモーター | 19,000 | 4,490.00 | 85,310,000 | |
| | 日本電産 | 22,200 | 5,240.00 | 116,328,000 | |
| | I D E C | 27,000 | 814.00 | 21,978,000 | |
| | パナソニック | 100,000 | 673.00 | 67,300,000 | |
| | 日立国際電気 | 110,000 | 796.00 | 87,560,000 | |
| | ソニー | 190,000 | 1,331.00 | 252,890,000 | |
| | アドバンテスト | 77,000 | 1,258.00 | 96,866,000 | |
| | キーエンス | 9,200 | 25,970.00 | 238,924,000 | |
| | 京セラ | 41,000 | 8,140.00 | 333,740,000 | |
| | 村田製作所 | 45,600 | 5,990.00 | 273,144,000 | |
| | 大日本スクリーン製造 | 110,000 | 471.00 | 51,810,000 | |

| | | | | | |
|----|----------------------|---------|--------------|---------------|--|
| | キヤノン | 100,000 | 3,305.00 | 330,500,000 | |
| | ニコン | 92,000 | 2,122.00 | 195,224,000 | |
| | ガンホー・オンライン・エンターテイメント | 110 | 2,588,000.00 | 284,680,000 | |
| | インターネットイニシアティブ | 70,000 | 2,506.00 | 175,420,000 | |
| | フジ・メディア・ホールディングス | 550 | 154,300.00 | 84,865,000 | |
| | 伊藤忠テクノソリューションズ | 10,000 | 3,805.00 | 38,050,000 | |
| | 大塚商会 | 12,300 | 8,730.00 | 107,379,000 | |
| | ネットワンシステムズ | 22,000 | 859.00 | 18,898,000 | |
| | 日本電信電話 | 70,000 | 4,330.00 | 303,100,000 | |
| | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 1,234 | 142,300.00 | 175,598,200 | |
| | カプコン | 19,000 | 1,453.00 | 27,607,000 | |
| | アイネス | 70,000 | 645.00 | 45,150,000 | |
| | コナミ | 5,000 | 1,769.00 | 8,845,000 | |
| | ソフトバンク | 59,000 | 3,310.00 | 195,290,000 | |
| | あいホールディングス | 190,000 | 718.00 | 136,420,000 | |
| | 日立ハイテクノロジーズ | 50,000 | 1,985.00 | 99,250,000 | |
| | ミクシィ | 77 | 174,400.00 | 13,428,800 | |
| | クックパッド | 25,000 | 3,175.00 | 79,375,000 | |
| | ディー・エヌ・エー | 30,000 | 2,548.00 | 76,440,000 | |
| | サイバーエージェント | 277 | 173,700.00 | 48,114,900 | |
| 計 | 銘柄数：42 | | | 6,058,606,900 | |
| | 組入時価比率：94.6% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 6,058,606,900 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

レインボーファンド(市況産業ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（市況産業ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第28期 平成24年 2月21日現在 | 第29期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 7,897,683 | 13,695,804 |
| 株式 | 290,612,600 | 280,038,900 |
| 未収入金 | 1,182,956 | - |
| 未収配当金 | 356,000 | 173,000 |
| 未収利息 | 19 | 33 |
| 流動資産合計 | 300,049,258 | 293,907,737 |
| 資産合計 | 300,049,258 | 293,907,737 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 775,487 | - |
| 未払収益分配金 | 1,681,345 | 4,601,157 |
| 未払解約金 | 50,100 | 60,719 |
| 未払受託者報酬 | 153,119 | 134,078 |
| 未払委託者報酬 | 1,945,291 | 1,746,970 |
| その他未払費用 | 4,533 | 3,960 |
| 流動負債合計 | 4,609,875 | 6,546,884 |
| 負債合計 | 4,609,875 | 6,546,884 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 560,448,360 | 511,239,676 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 265,008,977 | 223,878,823 |
| （分配準備積立金） | 60,102,380 | 46,718,713 |
| 元本等合計 | 295,439,383 | 287,360,853 |
| 純資産合計 | 295,439,383 | 287,360,853 |
| 負債純資産合計 | 300,049,258 | 293,907,737 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 7,253,400 | 6,143,450 |
| 受取利息 | 5,733 | 7,506 |
| 有価証券売買等損益 | 73,516,821 | 16,341,441 |
| 営業収益合計 | 66,257,688 | 22,492,397 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 335,901 | 277,064 |
| 委託者報酬 | 4,326,998 | 3,611,243 |
| その他費用 | 9,951 | 8,189 |
| 営業費用合計 | 4,672,850 | 3,896,496 |
| 営業利益 | 70,930,538 | 18,595,901 |
| 経常利益 | 70,930,538 | 18,595,901 |
| 当期純利益 | 70,930,538 | 18,595,901 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 18,097,749 | 7,004,900 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 215,924,504 | 265,008,977 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 65,270,525 | 67,772,115 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 65,270,525 | 67,772,115 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 59,840,864 | 47,641,605 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 59,840,864 | 47,641,605 |
| 分配金 | 1,681,345 | 4,601,157 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 265,008,977 | 223,878,823 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 560,448,360 口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数 511,239,676 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 265,008,977 円 | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 223,878,823 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5271 円 (10,000口当たり純資産額 5,271 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5621 円 (10,000口当たり純資産額 5,621 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|--|--------------|---|-------------|---------------------------|---|---|--------|---|--------------|----------|---|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|---|--------------|-------------------|--------------------|---------|----------------|---|------|---------|--------------------|-------------|--|----|--|--|--------------|---|-------------|---------------------------|---|---|--------|---|--------------|----------|---|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|---|--------------|-------------------|--------------------|---------|----------------|---|------|---------|--------------------|-------------|
| 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額237,994,407円(10,000口当たり4,246円)のうち、1,681,345円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。 | 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額220,762,015円(10,000口当たり4,318円)のうち、4,601,157円(10,000口当たり90円)を分配金額としております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,984,249 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>176,210,682円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>59,799,476 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>237,994,407円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>560,448,360口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>4,246 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>1,681,345 円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 1,984,249 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 収益調整金額 | C | 176,210,682円 | 分配準備積立金額 | D | 59,799,476 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 237,994,407円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 560,448,360口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 4,246 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 30 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 1,681,345 円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,902,748 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>169,442,145円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>46,417,122 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>220,762,015円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>511,239,676口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>4,318 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>4,601,157 円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,902,748 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 収益調整金額 | C | 169,442,145円 | 分配準備積立金額 | D | 46,417,122 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 220,762,015円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 511,239,676口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 4,318 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 90 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 4,601,157 円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 1,984,249 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 176,210,682円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 59,799,476 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 237,994,407円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 560,448,360口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 4,246 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 30 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 1,681,345 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,902,748 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 169,442,145円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 46,417,122 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 220,762,015円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 511,239,676口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 4,318 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 90 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 4,601,157 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 1 金融商品に対する取組方針 |

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> | 同左 |
| <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> | <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> |
| <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| <p>第28期 平成24年2月21日現在</p> | <p>第29期 平成25年2月21日現在</p> |
|--|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 同左</p> |

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|--------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 607,347,413 円 | 期首元本額 560,448,360 円 |
| 期中追加設定元本額 130,904,701 円 | 期中追加設定元本額 92,537,594 円 |
| 期中一部解約元本額 177,803,754 円 | 期中一部解約元本額 141,746,278 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| | 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 種類 | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 53,144,450 | 19,115,184 |
| 合計 | 53,144,450 | 19,115,184 |

3 デリバティブ取引関係
 第28期(平成24年2月21日現在)
 該当事項はございません。
 第29期(平成25年2月21日現在)
 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|----------------|--------|------------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 国際石油開発帝石 | 35 | 497,500.00 | 17,412,500 | |
| | 石油資源開発 | 1,100 | 3,530.00 | 3,883,000 | |
| | 東レ | 13,000 | 566.00 | 7,358,000 | |
| | クラレ | 5,000 | 1,217.00 | 6,085,000 | |
| | 昭和電工 | 8,000 | 134.00 | 1,072,000 | |
| | 住友化学 | 48,000 | 278.00 | 13,344,000 | |
| | 東亜合成 | 9,000 | 387.00 | 3,483,000 | |
| | 信越化学工業 | 1,000 | 5,660.00 | 5,660,000 | |
| | 大陽日酸 | 15,000 | 639.00 | 9,585,000 | |
| | J S R | 2,400 | 1,913.00 | 4,591,200 | |
| | 三菱ケミカルホールディングス | 9,000 | 415.00 | 3,735,000 | |
| | 日本合成化学工業 | 2,000 | 709.00 | 1,418,000 | |
| | ダイセル | 16,000 | 711.00 | 11,376,000 | |
| | 日本ゼオン | 3,000 | 904.00 | 2,712,000 | |
| | 宇部興産 | 50,000 | 188.00 | 9,400,000 | |
| | 日立化成 | 1,000 | 1,301.00 | 1,301,000 | |
| | 日本化薬 | 3,000 | 1,048.00 | 3,144,000 | |
| | A D E K A | 10,000 | 820.00 | 8,200,000 | |
| | D I C | 10,000 | 185.00 | 1,850,000 | |

| | | | | | |
|----|-----------------|---------|----------|-------------|--|
| | 東洋インキSCホールディングス | 10,000 | 407.00 | 4,070,000 | |
| | 日東電工 | 900 | 5,200.00 | 4,680,000 | |
| | JXホールディングス | 46,000 | 548.00 | 25,208,000 | |
| | 旭硝子 | 7,000 | 634.00 | 4,438,000 | |
| | 日本電気硝子 | 3,000 | 452.00 | 1,356,000 | |
| | 太平洋セメント | 4,000 | 221.00 | 884,000 | |
| | 新日鐵住金 | 100,000 | 249.00 | 24,900,000 | |
| | ジェイエフイーホールディングス | 3,900 | 1,946.00 | 7,589,400 | |
| | 共英製鋼 | 1,400 | 1,654.00 | 2,315,600 | |
| | 大和工業 | 3,600 | 2,593.00 | 9,334,800 | |
| | 丸一鋼管 | 400 | 2,225.00 | 890,000 | |
| | 大同特殊鋼 | 7,000 | 468.00 | 3,276,000 | |
| | 日立金属 | 4,000 | 876.00 | 3,504,000 | |
| | 三井金属鉱業 | 19,000 | 225.00 | 4,275,000 | |
| | 住友金属鉱山 | 8,000 | 1,427.00 | 11,416,000 | |
| | DOWAホールディングス | 10,000 | 645.00 | 6,450,000 | |
| | 古河スカイ | 6,000 | 248.00 | 1,488,000 | |
| | 住友電気工業 | 16,600 | 1,044.00 | 17,330,400 | |
| | 川崎汽船 | 20,000 | 180.00 | 3,600,000 | |
| | 伊藤忠商事 | 6,800 | 1,070.00 | 7,276,000 | |
| | 三井物産 | 1,000 | 1,389.00 | 1,389,000 | |
| | 三菱商事 | 5,200 | 1,880.00 | 9,776,000 | |
| | 阪和興業 | 11,000 | 390.00 | 4,290,000 | |
| | 岩谷産業 | 13,000 | 361.00 | 4,693,000 | |
| 計 | 銘柄数：43 | | | 280,038,900 | |
| | 組入時価比率：97.5% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 280,038,900 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

レインボーファンド(公共株ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（公共株ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第28期 平成24年 2月21日現在 | 第29期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 18,574,944 | 26,734,819 |
| 株式 | 527,052,800 | 618,427,150 |
| 未収配当金 | 357,500 | 358,750 |
| 未収利息 | 45 | 64 |
| 流動資産合計 | 545,985,289 | 645,520,783 |
| 資産合計 | 545,985,289 | 645,520,783 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 3,989,815 | 10,657,280 |
| 未払受託者報酬 | 272,370 | 297,312 |
| 未払委託者報酬 | 3,510,612 | 3,962,065 |
| その他未払費用 | 8,116 | 8,857 |
| 流動負債合計 | 7,780,913 | 14,925,514 |
| 負債合計 | 7,780,913 | 14,925,514 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 997,453,908 | 968,843,704 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 459,249,532 | 338,248,435 |
| （分配準備積立金） | 222,344,161 | 210,537,261 |
| 元本等合計 | 538,204,376 | 630,595,269 |
| 純資産合計 | 538,204,376 | 630,595,269 |
| 負債純資産合計 | 545,985,289 | 645,520,783 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 12,815,700 | 12,367,300 |
| 受取利息 | 10,820 | 15,916 |
| 有価証券売買等損益 | 90,339,467 | 114,847,001 |
| その他収益 | 752 | 838 |
| 営業収益合計 | 77,512,195 | 127,231,055 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 568,353 | 573,397 |
| 委託者報酬 | 7,340,221 | 7,605,839 |
| その他費用 | 16,931 | 17,077 |
| 営業費用合計 | 7,925,505 | 8,196,313 |
| 営業利益 | 85,437,700 | 119,034,742 |
| 経常利益 | 85,437,700 | 119,034,742 |
| 当期純利益 | 85,437,700 | 119,034,742 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 8,027,860 | 2,008,694 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 402,775,203 | 459,249,532 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 32,492,519 | 26,136,342 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 32,492,519 | 26,136,342 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,567,193 | 11,504,013 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,567,193 | 11,504,013 |
| 分配金 | 3,989,815 | 10,657,280 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 459,249,532 | 338,248,435 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 997,453,908 口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数 968,843,704 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 459,249,532 円 | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 338,248,435 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5396 円 (10,000口当たり純資産額 5,396 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6509 円 (10,000口当たり純資産額 6,509 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------|--|--------------|---|-------------|---------------------------|---|---|--------|---|---------------|----------|---|---------------|---------------|-------------|---------------|--------------|---|---------------|-------------------|--------------------|---------|----------------|---|------|---------|--------------------|-------------|---|----|--|--|--------------|---|--------------|---------------------------|---|---|--------|---|---------------|----------|---|---------------|---------------|-------------|---------------|--------------|---|---------------|-------------------|--------------------|---------|----------------|---|-------|---------|--------------------|--------------|
| 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額357,872,421円(10,000口当たり3,587円)のうち、3,989,815円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。 | 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額355,178,400円(10,000口当たり3,665円)のうち、10,657,280円(10,000口当たり110円)を分配金額としております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,552,350 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>131,538,445 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>221,781,626 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>357,872,421 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>997,453,908 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>3,587 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>3,989,815 円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,552,350 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 収益調整金額 | C | 131,538,445 円 | 分配準備積立金額 | D | 221,781,626 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 357,872,421 円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 997,453,908 口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 3,587 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 40 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 3,989,815 円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>11,347,388 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>133,983,859 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>209,847,153 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>355,178,400 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>968,843,704 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>3,665 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>10,657,280 円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 費用控除後の配当等収益額 | A | 11,347,388 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 収益調整金額 | C | 133,983,859 円 | 分配準備積立金額 | D | 209,847,153 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 355,178,400 円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 968,843,704 口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 3,665 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 110 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 10,657,280 円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,552,350 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 131,538,445 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 221,781,626 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 357,872,421 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 997,453,908 口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 3,587 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 40 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 3,989,815 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 11,347,388 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 133,983,859 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 209,847,153 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 355,178,400 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 968,843,704 口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 3,665 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 110 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 10,657,280 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|---|
| <p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法</p> |

| | |
|--|-----------|
| <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p> | <p>同左</p> |
|--|-----------|

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|--------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 1,065,724,924 円 | 期首元本額 997,453,908 円 |
| 期中追加設定元本額 17,619,141 円 | 期中追加設定元本額 28,189,559 円 |
| 期中一部解約元本額 85,890,157 円 | 期中一部解約元本額 56,799,763 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| | 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 種類 | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 32,631,763 | 122,770,618 |
| 合計 | 32,631,763 | 122,770,618 |

3 デリバティブ取引関係

第28期(平成24年2月21日現在)

該当事項はございません。

第29期(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成25年2月21日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|------|--------|--------|-----------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 大成建設 | 25,000 | 263.00 | 6,575,000 | |
| | 大林組 | 15,000 | 466.00 | 6,990,000 | |

| | | | | |
|-----------|--------|----------|------------|--|
| 鹿島建設 | 29,000 | 267.00 | 7,743,000 | |
| 前田建設工業 | 8,000 | 356.00 | 2,848,000 | |
| 大東建託 | 2,400 | 8,350.00 | 20,040,000 | |
| NIPPON | 8,000 | 1,212.00 | 9,696,000 | |
| 住友林業 | 9,600 | 874.00 | 8,390,400 | |
| 大和ハウス工業 | 2,000 | 1,632.00 | 3,264,000 | |
| 積水ハウス | 20,000 | 1,037.00 | 20,740,000 | |
| 関電工 | 10,000 | 435.00 | 4,350,000 | |
| 太平電業 | 13,000 | 530.00 | 6,890,000 | |
| 積水化学工業 | 6,000 | 873.00 | 5,238,000 | |
| アイカ工業 | 4,800 | 1,541.00 | 7,396,800 | |
| ニチハ | 5,600 | 1,250.00 | 7,000,000 | |
| LIXILグループ | 8,900 | 2,003.00 | 17,826,700 | |
| リンナイ | 1,700 | 6,540.00 | 11,118,000 | |
| 日立造船 | 38,500 | 132.00 | 5,082,000 | |
| 京三製作所 | 12,000 | 300.00 | 3,600,000 | |
| 前田工織 | 2,800 | 2,472.00 | 6,921,600 | |
| クリナップ | 4,800 | 618.00 | 2,966,400 | |
| 中部電力 | 5,600 | 1,157.00 | 6,479,200 | |
| 関西電力 | 15,300 | 817.00 | 12,500,100 | |
| 東北電力 | 11,000 | 716.00 | 7,876,000 | |
| 北海道電力 | 4,100 | 824.00 | 3,378,400 | |
| 電源開発 | 4,600 | 2,289.00 | 10,529,400 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|------------------|--------|------------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 東京瓦斯 | 64,000 | 448.00 | 28,672,000 | |
| | 大阪瓦斯 | 56,000 | 357.00 | 19,992,000 | |
| | 静岡瓦斯 | 7,500 | 630.00 | 4,725,000 | |
| | 東武鉄道 | 6,000 | 496.00 | 2,976,000 | |
| | 東日本旅客鉄道 | 8,700 | 6,830.00 | 59,421,000 | |
| | 西日本旅客鉄道 | 4,900 | 4,000.00 | 19,600,000 | |
| | 東海旅客鉄道 | 1,500 | 8,910.00 | 13,365,000 | |
| | ハマキョウレックス | 1,700 | 3,155.00 | 5,363,500 | |
| | 日本通運 | 22,000 | 402.00 | 8,844,000 | |
| | ヤマトホールディングス | 8,800 | 1,536.00 | 13,516,800 | |
| | 山九 | 10,000 | 396.00 | 3,960,000 | |
| | セイノーホールディングス | 6,000 | 711.00 | 4,266,000 | |
| | 日立物流 | 7,200 | 1,317.00 | 9,482,400 | |
| | 日本航空 | 4,300 | 4,405.00 | 18,941,500 | |
| | トランコム | 2,700 | 2,395.00 | 6,466,500 | |
| | 上組 | 10,000 | 775.00 | 7,750,000 | |
| | フジ・メディア・ホールディングス | 62 | 154,300.00 | 9,566,600 | |
| | 日本電信電話 | 4,400 | 4,330.00 | 19,052,000 | |
| | KDDI | 2,000 | 6,800.00 | 13,600,000 | |
| | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 118 | 142,300.00 | 16,791,400 | |
| | 三井不動産 | 17,000 | 2,085.00 | 35,445,000 | |
| | 三菱地所 | 21,000 | 2,118.00 | 44,478,000 | |
| | 住友不動産 | 9,000 | 2,738.00 | 24,642,000 | |
| | 空港施設 | 16,100 | 461.00 | 7,422,100 | |
| | 住友不動産販売 | 1,390 | 4,145.00 | 5,761,550 | |
| | アーネストワン | 3,800 | 1,550.00 | 5,890,000 | |
| | エプコ | 2,600 | 1,153.00 | 2,997,800 | |
| 計 | 銘柄数：52 | | | 618,427,150 | |
| | 組入時価比率：98.1% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 618,427,150 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第25期 平成24年 2月21日現在 | 第26期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 47,377,556 | 59,052,341 |
| 株式 | 1,111,411,350 | 1,222,890,400 |
| 未収入金 | 2,449,257 | 5,011,419 |
| 未収配当金 | 1,069,000 | 144,000 |
| 未収利息 | 116 | 142 |
| 流動資産合計 | 1,162,307,279 | 1,287,098,302 |
| 資産合計 | 1,162,307,279 | 1,287,098,302 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 1,795,606 |
| 未払収益分配金 | 14,321,390 | 20,363,542 |
| 未払解約金 | - | 3,527,078 |
| 未払受託者報酬 | 561,344 | 553,474 |
| 未払委託者報酬 | 7,137,361 | 7,397,406 |
| その他未払費用 | 16,777 | 16,541 |
| 流動負債合計 | 22,036,872 | 33,653,647 |
| 負債合計 | 22,036,872 | 33,653,647 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,773,796,733 | 4,072,708,504 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,633,526,326 | 2,819,263,849 |
| （分配準備積立金） | 102,454,747 | 83,352,602 |
| 元本等合計 | 1,140,270,407 | 1,253,444,655 |
| 純資産合計 | 1,140,270,407 | 1,253,444,655 |
| 負債純資産合計 | 1,162,307,279 | 1,287,098,302 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第25期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第26期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 36,594,526 | 27,774,950 |
| 受取利息 | 20,974 | 23,530 |
| 有価証券売買等損益 | 289,518,399 | 274,019,305 |
| その他収益 | 3 | 3 |
| 営業収益合計 | 252,902,896 | 301,817,788 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,245,387 | 1,099,946 |
| 委託者報酬 | 15,968,833 | 14,584,499 |
| その他費用 | 37,235 | 32,876 |
| 営業費用合計 | 17,251,455 | 15,717,321 |
| 営業利益 | 270,154,351 | 286,100,467 |
| 経常利益 | 270,154,351 | 286,100,467 |
| 当期純利益 | 270,154,351 | 286,100,467 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 61,564,528 | 7,618,462 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 3,794,066,015 | 3,633,526,326 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 862,767,802 | 827,524,920 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 862,767,802 | 827,524,920 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 479,316,900 | 286,617,830 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 479,316,900 | 286,617,830 |
| 分配金 | 14,321,390 | 20,363,542 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,633,526,326 | 2,819,263,849 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第25期 平成24年2月21日現在 | 第26期 平成25年2月21日現在 |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 4,773,796,733 口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数 4,072,708,504 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,633,526,326 円 | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,819,263,849 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2389 円 (10,000口当たり純資産額 2,389 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3078 円 (10,000口当たり純資産額 3,078 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|---|
| 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額949,354,079円(10,000口当たり1,988円)のうち、14,321,390円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。 | 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額822,244,837円(10,000口当たり2,018円)のうち、20,363,542円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。 |
| 項目 | 項目 |
| 費用控除後の配当等収益額 A 15,996,337 円 | 費用控除後の配当等収益額 A 23,771,036 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 円 |
| 収益調整金額 C 832,577,942 円 | 収益調整金額 C 718,528,693 円 |
| 分配準備積立金額 D 100,779,800 円 | 分配準備積立金額 D 79,945,108 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 E = A+B+C+D 949,354,079 円 | 当ファンドの分配対象収益額 E = A+B+C+D 822,244,837 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 F 4,773,796,733 口 | 当ファンドの期末残存口数 F 4,072,708,504 口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000 1,988 円 | 10,000口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000 2,018 円 |
| 10,000口当たり分配金額 H 30 円 | 10,000口当たり分配金額 H 50 円 |
| 収益分配金金額 I = F × H / 10,000 14,321,390 円 | 収益分配金金額 I = F × H / 10,000 20,363,542 円 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|---|
| <p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第25期 平成24年2月21日現在 | 第26期 平成25年2月21日現在 |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法</p> |

| | |
|---|----|
| <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p> | 同左 |
|---|----|

(関連当事者との取引に関する注記)

| <p>第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日</p> | <p>第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日</p> |
|--|---|
| <p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はございません。</p> | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| <p>第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日</p> | <p>第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日</p> |
|--|--|
| <p>期首元本額 5,330,033,072 円 期中追加設定元本額 653,011,153 円 期中一部解約元本額 1,209,247,492 円</p> | <p>期首元本額 4,773,796,733 円 期中追加設定元本額 386,354,709 円 期中一部解約元本額 1,087,442,938 円</p> |

2 有価証券関係
売買目的有価証券

| 種類 | 第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 193,314,306 | 271,044,240 |
| 合計 | 193,314,306 | 271,044,240 |

3 デリバティブ取引関係
第25期(平成24年2月21日現在)
該当事項はございません。
第26期(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|-------------------|---------|------------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 新日鉄住金ソリューションズ | 5,300 | 1,754.00 | 9,296,200 | |
| | インターネットイニシアティブ | 2,800 | 2,506.00 | 7,016,800 | |
| | トレンドマイクロ | 2,000 | 2,626.00 | 5,252,000 | |
| | 伊藤忠テクノソリューションズ | 9,000 | 3,805.00 | 34,245,000 | |
| | エヌ・ティ・ティ・データ | 40 | 273,900.00 | 10,956,000 | |
| | D T S | 13,000 | 1,338.00 | 17,394,000 | |
| | アイネス | 19,000 | 645.00 | 12,255,000 | |
| | N S D | 10,000 | 979.00 | 9,790,000 | |
| | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 233,500 | 520.00 | 121,420,000 | |
| | りそなホールディングス | 107,000 | 426.00 | 45,582,000 | |
| | 三井住友トラスト・ホールディングス | 90,000 | 362.00 | 32,580,000 | |

| | | | | | |
|----|-----------------------------|---------|------------|---------------|--|
| | 三井住友フィナンシャルグループ | 32,700 | 3,720.00 | 121,644,000 | |
| | 西日本シティ銀行 | 10,000 | 246.00 | 2,460,000 | |
| | 千葉銀行 | 95,000 | 601.00 | 57,095,000 | |
| | 横浜銀行 | 156,000 | 478.00 | 74,568,000 | |
| | 静岡銀行 | 9,000 | 913.00 | 8,217,000 | |
| | スルガ銀行 | 34,000 | 1,357.00 | 46,138,000 | |
| | セブン銀行 | 64,000 | 242.00 | 15,488,000 | |
| | みずほフィナンシャルグループ | 483,900 | 201.00 | 97,263,900 | |
| | 京葉銀行 | 36,000 | 469.00 | 16,884,000 | |
| | アニコム ホールディングス | 63,500 | 866.00 | 54,991,000 | |
| | MS & ADインシュアランスグループホールディングス | 31,000 | 1,993.00 | 61,783,000 | |
| | ソニーフィナンシャルホールディングス | 29,300 | 1,480.00 | 43,364,000 | |
| | 第一生命保険 | 368 | 130,500.00 | 48,024,000 | |
| | 東京海上ホールディングス | 43,000 | 2,788.00 | 119,884,000 | |
| | T & Dホールディングス | 11,000 | 1,126.00 | 12,386,000 | |
| | 芙蓉総合リース | 6,500 | 3,235.00 | 21,027,500 | |
| | イオンクレジットサービス | 2,000 | 2,043.00 | 4,086,000 | |
| | オリックス | 9,500 | 10,310.00 | 97,945,000 | |
| | 三菱UFJリース | 3,400 | 4,075.00 | 13,855,000 | |
| 計 | 銘柄数：30 | | | 1,222,890,400 | |
| | 組入時価比率：97.6% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 1,222,890,400 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

レインボーファンド(地球環境ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（地球環境ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第22期 平成24年 2月21日現在 | 第23期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 29,277,455 | 28,045,277 |
| コール・ローン | 45,620,276 | 66,414,469 |
| 株式 | 1,322,312,606 | 1,315,336,103 |
| 派生商品評価勘定 | - | 1,915,159 |
| 未収入金 | - | 17,158,680 |
| 未収配当金 | 753,082 | 983,539 |
| 未収利息 | 112 | 160 |
| 流動資産合計 | 1,397,963,531 | 1,429,853,387 |
| 資産合計 | 1,397,963,531 | 1,429,853,387 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 14,122,171 | 303,986 |
| 未払金 | - | 38,336,646 |
| 未払収益分配金 | 2,056,010 | 20,769,672 |
| 未払解約金 | 345,499 | - |
| 未払受託者報酬 | 697,511 | 661,713 |
| 未払委託者報酬 | 8,949,512 | 8,732,699 |
| その他未払費用 | 20,863 | 19,792 |
| 流動負債合計 | 26,191,566 | 68,824,508 |
| 負債合計 | 26,191,566 | 68,824,508 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,056,010,275 | 1,888,152,064 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 684,238,310 | 527,123,185 |
| （分配準備積立金） | 127,954,407 | 118,986,756 |
| 元本等合計 | 1,371,771,965 | 1,361,028,879 |
| 純資産合計 | 1,371,771,965 | 1,361,028,879 |
| 負債純資産合計 | 1,397,963,531 | 1,429,853,387 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第22期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第23期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 26,396,837 | 26,393,708 |
| 受取利息 | 39,594 | 47,202 |
| 有価証券売買等損益 | 245,748,246 | 105,400,712 |
| 為替差損益 | 4,788,970 | 5,358,197 |
| その他収益 | 311 | 325,299 |
| 営業収益合計 | 224,100,474 | 137,525,118 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,534,402 | 1,335,304 |
| 委託者報酬 | 19,966,274 | 17,605,515 |
| その他費用 | 608,790 | 473,177 |
| 営業費用合計 | 22,109,466 | 19,413,996 |
| 営業利益 | 246,209,940 | 118,111,122 |
| 経常利益 | 246,209,940 | 118,111,122 |
| 当期純利益 | 246,209,940 | 118,111,122 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 33,830,780 | 3,918,987 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 534,580,751 | 684,238,310 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 71,713,960 | 57,931,363 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 71,713,960 | 57,931,363 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 6,936,349 | 2,076,675 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 6,936,349 | 2,076,675 |
| 分配金 | 2,056,010 | 20,769,672 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 684,238,310 | 527,123,185 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|--|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> |
| 2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3 費用・収益の計上基準 | <p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> |
| 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p> |
| 5 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|---|
| <p>第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日</p> |
| <p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 第22期 平成24年2月21日現在 | 第23期 平成25年2月21日現在 |
|--|--|
| <p>1 計算期間の末日における受益権の総数 2,056,010,275 口</p> | <p>1 計算期間の末日における受益権の総数 1,888,152,064 口</p> |

| | | | |
|--|----------------------|--|----------------------|
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 | 684,238,310 円 | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 | 527,123,185 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.6672 円 6,672 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.7208 円 7,208 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | | | 第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 | | |
|--|--------------------|----------------|--|--------------------|----------------|
| 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額161,111,972円(10,000口当たり783円)のうち、2,056,010円(10,000口当たり10円)を分配金額としております。 | | | 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額168,692,721円(10,000口当たり893円)のうち、20,769,672円(10,000口当たり110円)を分配金額としております。 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 3,858,076 円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 22,612,174 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 31,101,555 円 | 収益調整金額 | C | 28,936,293 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 126,152,341 円 | 分配準備積立金額 | D | 117,144,254 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 161,111,972 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E = A+B+C+D | 168,692,721 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,056,010,275口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,888,152,064口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 783 円 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G = E / F × 10,000 | 893 円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 10 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 110 円 |
| 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 2,056,010 円 | 収益分配金金額 | I = F × H / 10,000 | 20,769,672 円 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--|--------------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 1 金融商品に対する取組方針 同左 |
| 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。 | 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 |

| | |
|--|--------------------------------|
| <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |
|--|--------------------------------|

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第22期 平成24年2月21日現在 | 第23期 平成25年2月21日現在 |
|---|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--|--------------------------------------|
| <p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p> | <p>同左</p> |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | | 第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 | |
|--------------------------------------|-----------------|--------------------------------------|-----------------|
| 期首元本額 | 2,340,218,609 円 | 期首元本額 | 2,056,010,275 円 |
| 期中追加設定元本額 | 29,691,825 円 | 期中追加設定元本額 | 6,199,973 円 |
| 期中一部解約元本額 | 313,900,159 円 | 期中一部解約元本額 | 174,058,184 円 |

2 有価証券関係 売買目的有価証券

| | 第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 種類 | 損益に含まれた評価差額(円) | |
| 株式 | 122,934,172 | 120,823,890 |
| 合計 | 122,934,172 | 120,823,890 |

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類 | 第22期(平成24年2月21日現在) | | | 第23期(平成25年2月21日現在) | | |
|---------------------|--------------------|-------------|------------|--------------------|-------------|-----------|
| | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | | | | |
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 | | | | | | |
| 売建 | 508,767,879 | 522,890,050 | 14,122,171 | 517,401,963 | 515,790,790 | 1,611,173 |
| 米ドル | 352,004,360 | 361,940,810 | 9,936,450 | 383,300,815 | 383,589,090 | 288,275 |
| 英ポンド | 46,009,992 | 47,364,720 | 1,354,728 | 22,451,679 | 21,851,460 | 600,219 |
| ユーロ | 71,112,883 | 72,803,760 | 1,690,877 | 60,288,580 | 58,973,640 | 1,314,940 |
| 香港ドル | 39,640,644 | 40,780,760 | 1,140,116 | 51,360,889 | 51,376,600 | 15,711 |
| 合計 | 508,767,879 | 522,890,050 | 14,122,171 | 517,401,963 | 515,790,790 | 1,611,173 |

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----|-----------------|--------|----------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | ニッポン高度紙工業 | 17,100 | 653.00 | 11,166,300 | |
| | 宇部興産 | 34,000 | 188.00 | 6,392,000 | |
| | 日立化成 | 8,500 | 1,301.00 | 11,058,500 | |
| | 東洋インキSCホールディングス | 38,000 | 407.00 | 15,466,000 | |
| | エフピコ | 3,400 | 5,800.00 | 19,720,000 | |
| | ブリヂストン | 12,900 | 2,807.00 | 36,210,300 | |
| | 住友ゴム工業 | 13,800 | 1,383.00 | 19,085,400 | |
| | 日本電工 | 24,000 | 304.00 | 7,296,000 | |
| | DOWAホールディングス | 23,000 | 645.00 | 14,835,000 | |
| | 住友電気工業 | 30,400 | 1,044.00 | 31,737,600 | |
| | アサヒホールディングス | 8,700 | 1,746.00 | 15,190,200 | |
| | LIXILグループ | 8,300 | 2,003.00 | 16,624,900 | |
| | リンナイ | 2,500 | 6,540.00 | 16,350,000 | |
| | 旭ダイヤモンド工業 | 11,700 | 878.00 | 10,272,600 | |
| | 日特エンジニアリング | 6,400 | 1,052.00 | 6,732,800 | |
| | ホソカワミクロン | 24,000 | 761.00 | 18,264,000 | |
| | TOWA | 13,300 | 525.00 | 6,982,500 | |

| | | | | | |
|--|------------------|--------|----------|------------|--|
| | 日本ピラー工業 | 17,000 | 731.00 | 12,427,000 | |
| | 日立造船 | 72,000 | 132.00 | 9,504,000 | |
| | 三菱重工業 | 21,000 | 512.00 | 10,752,000 | |
| | 日立製作所 | 52,000 | 522.00 | 27,144,000 | |
| | 三菱電機 | 20,000 | 771.00 | 15,420,000 | |
| | 山洋電気 | 43,000 | 496.00 | 21,328,000 | |
| | 日本電産 | 2,000 | 5,240.00 | 10,480,000 | |
| | ダイヘン | 29,000 | 282.00 | 8,178,000 | |
| | JVCケンウッド | 44,900 | 250.00 | 11,225,000 | |
| | ジーエス・ユアサコーポレーション | 20,000 | 352.00 | 7,040,000 | |
| | アオイ電子 | 4,500 | 1,516.00 | 6,822,000 | |
| | アズビル | 4,700 | 1,962.00 | 9,221,400 | |
| | スタンレー電気 | 7,200 | 1,570.00 | 11,304,000 | |
| | 日本セラミック | 9,100 | 1,557.00 | 14,168,700 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 | |
|-----|---------------------------------|--------------|----------|------------|---------------|--|
| | | | 単価 | 金額 | | |
| 日本円 | 京セラ | 800 | 8,140.00 | 6,512,000 | | |
| | デンソー | 3,700 | 3,630.00 | 13,431,000 | | |
| | 日産自動車 | 14,300 | 940.00 | 13,442,000 | | |
| | トヨタ自動車 | 10,800 | 4,765.00 | 51,462,000 | | |
| | アイシン精機 | 4,100 | 3,280.00 | 13,448,000 | | |
| | マツダ | 40,000 | 268.00 | 10,720,000 | | |
| | 本田技研工業 | 13,600 | 3,475.00 | 47,260,000 | | |
| | 電源開発 | 5,600 | 2,289.00 | 12,818,400 | | |
| | 東京瓦斯 | 47,000 | 448.00 | 21,056,000 | | |
| | 大阪瓦斯 | 54,000 | 357.00 | 19,278,000 | | |
| | 東日本旅客鉄道 | 6,100 | 6,830.00 | 41,663,000 | | |
| | 松田産業 | 11,100 | 1,242.00 | 13,786,200 | | |
| | 伊藤忠商事 | 20,500 | 1,070.00 | 21,935,000 | | |
| | 丸紅 | 31,000 | 674.00 | 20,894,000 | | |
| | 三菱商事 | 17,100 | 1,880.00 | 32,148,000 | | |
| | 東陽テクニカ | 7,600 | 1,140.00 | 8,664,000 | | |
| | ダイセキ | 6,300 | 1,388.00 | 8,744,400 | | |
| | 計 | 銘柄数：48 | | | 795,660,200 | |
| | | | | | (795,660,200) | |
| | | 組入時価比率：58.5% | | | 60.5% | |
| 米ドル | ANADARKO PETE | 3,300 | 80.37 | 265,221.00 | | |
| | APACHE CORPORATION | 2,500 | 75.48 | 188,700.00 | | |
| | TRANSCANADA CORP | 6,300 | 46.61 | 293,643.00 | | |
| | PRAXAIR INC | 2,100 | 110.38 | 231,798.00 | | |
| | QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR | 5,700 | 55.04 | 313,728.00 | | |
| | HONEYWELL INTERNATIONAL | 3,700 | 70.35 | 260,295.00 | | |
| | POLYPORE INTERNATIONAL INC | 3,900 | 39.95 | 155,805.00 | | |
| | GENERAL ELEC CO | 15,600 | 23.41 | 365,196.00 | | |

| | | | | | |
|------|------------------------------------|---------|------------|----------------|--|
| | WESCO INTERNATIONAL INC | 3,000 | 74.35 | 223,050.00 | |
| | STERICYCLE INC | 3,200 | 95.87 | 306,784.00 | |
| | WASTE MANAGEMENT INC | 8,900 | 36.53 | 325,117.00 | |
| | JOHNSON CONTROLS INC | 8,200 | 31.84 | 261,088.00 | |
| | INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES | 1,600 | 199.31 | 318,896.00 | |
| | NEXTERA ENERGY INC | 4,000 | 72.94 | 291,760.00 | |
| | WATERS CORP | 3,000 | 92.33 | 276,990.00 | |
| 計 | 銘柄数：15 | | | 4,078,071.00 | |
| | | | | (382,849,305) | |
| | 組入時価比率：28.1% | | | 29.1% | |
| | | | | | |
| 英ポンド | BG GROUP PLC | 13,765 | 11.60 | 159,674.00 | |
| 計 | 銘柄数：1 | | | 159,674.00 | |
| | | | | (22,830,188) | |
| | 組入時価比率：1.7% | | | 1.7% | |
| | | | | | |
| ユーロ | HENKEL AG & CO KGAA VORZUG | 3,460 | 67.17 | 232,408.20 | |
| | GDF SUEZ | 7,928 | 14.46 | 114,678.52 | |
| 計 | 銘柄数：2 | | | 347,086.72 | |
| | | | | (43,281,713) | |
| | 組入時価比率：3.2% | | | 3.3% | |
| | | | | | |
| 香港ドル | CHINA EVERBRIGHT INTL LTD | 498,000 | 4.98 | 2,480,040.00 | |
| | ENN ENERGY HOLDINGS LTD | 54,000 | 38.15 | 2,060,100.00 | |
| 計 | 銘柄数：2 | | | 4,540,140.00 | |
| | | | | (54,981,095) | |
| | 組入時価比率：4.0% | | | 4.2% | |
| | | | | | |
| ウォン | LG CHEMICALS LTD | 591 | 306,000.00 | 180,846,000.00 | |
| 計 | 銘柄数：1 | | | 180,846,000.00 | |

| | | | | | |
|----|-------------|--|--|---------------|--|
| | | | | (15,733,602) | |
| | 組入時価比率：1.2% | | | 1.2% | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | 1,315,336,103 | |
| | | | | (519,675,903) | |

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
 該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第21期 平成24年 2月21日現在 | 第22期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 54,966,102 | 89,285,894 |
| 株式 | 2,939,170,100 | 3,006,945,900 |
| 未収入金 | 11,622,456 | 16,019,296 |
| 未収配当金 | 3,098,000 | 5,359,800 |
| 未収利息 | 135 | 215 |
| 流動資産合計 | 3,008,856,793 | 3,117,611,105 |
| 資産合計 | 3,008,856,793 | 3,117,611,105 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 3,898,017 | 3,459,002 |
| 未払収益分配金 | 19,640,325 | 53,942,295 |
| 未払解約金 | 8,794,711 | 670,781 |
| 未払受託者報酬 | 1,492,331 | 1,427,518 |
| 未払委託者報酬 | 19,047,689 | 18,872,996 |
| その他未払費用 | 44,711 | 42,763 |
| 流動負債合計 | 52,917,784 | 78,415,355 |
| 負債合計 | 52,917,784 | 78,415,355 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,820,162,627 | 8,990,382,593 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 6,864,223,618 | 5,951,186,843 |
| （分配準備積立金） | 1,596,344,224 | 1,440,263,438 |
| 元本等合計 | 2,955,939,009 | 3,039,195,750 |
| 純資産合計 | 2,955,939,009 | 3,039,195,750 |
| 負債純資産合計 | 3,008,856,793 | 3,117,611,105 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第21期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第22期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 66,578,612 | 68,228,700 |
| 受取利息 | 38,523 | 40,693 |
| 有価証券売買等損益 | 577,338,817 | 355,358,117 |
| その他収益 | 768 | 932 |
| 営業収益合計 | 510,720,914 | 423,628,442 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 3,226,712 | 2,889,237 |
| 委託者報酬 | 41,628,733 | 38,141,209 |
| その他費用 | 96,683 | 86,552 |
| 営業費用合計 | 44,952,128 | 41,116,998 |
| 営業利益 | 555,673,042 | 382,511,444 |
| 経常利益 | 555,673,042 | 382,511,444 |
| 当期純利益 | 555,673,042 | 382,511,444 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 49,938,357 | 6,107,139 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 6,787,537,108 | 6,864,223,618 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 572,948,621 | 704,783,810 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 572,948,621 | 704,783,810 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 124,260,121 | 126,423,323 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 124,260,121 | 126,423,323 |
| 分配金 | 19,640,325 | 53,942,295 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 6,864,223,618 | 5,951,186,843 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|---|
| <p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第21期 平成24年2月21日現在 | 第22期 平成25年2月21日現在 |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法</p> |

| | |
|--|-----------|
| <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p> | <p>同左</p> |
|--|-----------|

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|--------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 10,523,074,740 円 | 期首元本額 9,820,162,627 円 |
| 期中追加設定元本額 185,024,569 円 | 期中追加設定元本額 178,351,167 円 |
| 期中一部解約元本額 887,936,682 円 | 期中一部解約元本額 1,008,131,201 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| | 第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 種類 | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 235,790,149 | 473,920,537 |
| 合計 | 235,790,149 | 473,920,537 |

3 デリバティブ取引関係

第21期(平成24年2月21日現在)

該当事項はございません。

第22期(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成25年2月21日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|-------|--------|----------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 積水ハウス | 27,000 | 1,037.00 | 27,999,000 | |

| | | | | | |
|--|----------------|---------|----------|-------------|--|
| | 雪印メグミルク | 17,800 | 1,443.00 | 25,685,400 | |
| | 日本たばこ産業 | 11,200 | 2,840.00 | 31,808,000 | |
| | クラレ | 40,500 | 1,217.00 | 49,288,500 | |
| | 東亜合成 | 78,000 | 387.00 | 30,186,000 | |
| | 日本合成化学工業 | 116,000 | 709.00 | 82,244,000 | |
| | ダイセル | 58,000 | 711.00 | 41,238,000 | |
| | 積水化学工業 | 13,000 | 873.00 | 11,349,000 | |
| | アイカ工業 | 18,300 | 1,541.00 | 28,200,300 | |
| | A D E K A | 95,300 | 820.00 | 78,146,000 | |
| | 富士フイルムホールディングス | 18,000 | 1,779.00 | 32,022,000 | |
| | 日本新薬 | 81,000 | 1,211.00 | 98,091,000 | |
| | ブリヂストン | 39,600 | 2,807.00 | 111,157,200 | |
| | 住友ゴム工業 | 5,700 | 1,383.00 | 7,883,100 | |
| | 太平洋セメント | 25,000 | 221.00 | 5,525,000 | |
| | 大和工業 | 19,600 | 2,593.00 | 50,822,800 | |
| | L I X I Lグループ | 30,900 | 2,003.00 | 61,892,700 | |
| | リンナイ | 900 | 6,540.00 | 5,886,000 | |
| | T O W A | 23,700 | 525.00 | 12,442,500 | |
| | タダノ | 37,000 | 923.00 | 34,151,000 | |
| | 日立製作所 | 128,000 | 522.00 | 66,816,000 | |
| | 東芝 | 80,000 | 412.00 | 32,960,000 | |
| | 三菱電機 | 116,000 | 771.00 | 89,436,000 | |
| | 山洋電気 | 147,000 | 496.00 | 72,912,000 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|------------------------|--------|------------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 日本電産 | 12,900 | 5,240.00 | 67,596,000 | |
| | JVCケンウッド | 90,000 | 250.00 | 22,500,000 | |
| | 日本信号 | 3,500 | 668.00 | 2,338,000 | |
| | TDK | 4,900 | 3,275.00 | 16,047,500 | |
| | アオイ電子 | 1,000 | 1,516.00 | 1,516,000 | |
| | 日本光電工業 | 10,100 | 3,245.00 | 32,774,500 | |
| | パナソニック デバイス S U N X | 3,400 | 399.00 | 1,356,600 | |
| | キヤノン | 28,500 | 3,305.00 | 94,192,500 | |
| | 日産自動車 | 66,600 | 940.00 | 62,604,000 | |
| | いすゞ自動車 | 95,000 | 564.00 | 53,580,000 | |
| | トヨタ自動車 | 5,700 | 4,765.00 | 27,160,500 | |
| | 日野自動車 | 9,000 | 957.00 | 8,613,000 | |
| | アイシン精機 | 34,700 | 3,280.00 | 113,816,000 | |
| | ダイハツ工業 | 17,000 | 1,872.00 | 31,824,000 | |
| | 本田技研工業 | 29,800 | 3,475.00 | 103,555,000 | |
| | 富士重工業 | 2,000 | 1,346.00 | 2,692,000 | |
| | 朝日インテック | 1,100 | 4,100.00 | 4,510,000 | |
| | リンテック | 16,000 | 1,683.00 | 26,928,000 | |
| | 東京瓦斯 | 36,000 | 448.00 | 16,128,000 | |
| | 東日本旅客鉄道 | 18,000 | 6,830.00 | 122,940,000 | |
| | 日立物流 | 3,500 | 1,317.00 | 4,609,500 | |
| | ランコム | 9,700 | 2,395.00 | 23,231,500 | |
| | フジ・メディア・ホール ディングス | 446 | 154,300.00 | 68,817,800 | |
| | 大塚商会 | 5,500 | 8,730.00 | 48,015,000 | |
| | 日本電信電話 | 7,300 | 4,330.00 | 31,609,000 | |
| | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 124 | 142,300.00 | 17,645,200 | |
| | S C S K | 2,700 | 1,622.00 | 4,379,400 | |
| | アイネス | 17,400 | 645.00 | 11,223,000 | |
| | ソフトバンク | 1,800 | 3,310.00 | 5,958,000 | |
| | あい ホールディングス | 9,100 | 718.00 | 6,533,800 | |

| | | | | | |
|----|---------------------------|---------|----------|---------------|--|
| | 第一興商 | 34,000 | 2,365.00 | 80,410,000 | |
| | 伊藤忠商事 | 71,300 | 1,070.00 | 76,291,000 | |
| | 三井物産 | 53,700 | 1,389.00 | 74,589,300 | |
| | 日立ハイテクノロジーズ | 27,700 | 1,985.00 | 54,984,500 | |
| | 東邦ホールディングス | 19,400 | 1,919.00 | 37,228,600 | |
| | サンマルクホールディングス | 1,800 | 3,680.00 | 6,624,000 | |
| | 総合メディカル | 20,300 | 3,015.00 | 61,204,500 | |
| | ドン・キホーテ | 20,900 | 3,740.00 | 78,166,000 | |
| | ケーズホールディングス | 8,300 | 2,229.00 | 18,500,700 | |
| | 王将フードサービス | 2,400 | 2,521.00 | 6,050,400 | |
| | アークス | 6,800 | 1,767.00 | 12,015,600 | |
| | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 93,000 | 520.00 | 48,360,000 | |
| | 三井住友フィナンシャルグループ | 13,200 | 3,720.00 | 49,104,000 | |
| | 千葉銀行 | 10,000 | 601.00 | 6,010,000 | |
| | みずほフィナンシャルグループ | 130,000 | 201.00 | 26,130,000 | |
| | MS&ADインシュアランスグループホールディングス | 9,100 | 1,993.00 | 18,136,300 | |
| | ソニーフィナンシャルホールディングス | 16,300 | 1,480.00 | 24,124,000 | |
| | 東京海上ホールディングス | 39,900 | 2,788.00 | 111,241,200 | |
| | 三菱UFJリース | 2,700 | 4,075.00 | 11,002,500 | |
| | 住友不動産 | 2,000 | 2,738.00 | 5,476,000 | |
| | 住友不動産販売 | 1,800 | 4,145.00 | 7,461,000 | |
| | エイチ・アイ・エス | 20,700 | 3,430.00 | 71,001,000 | |
| 計 | 銘柄数：76 | | | 3,006,945,900 | |
| | 組入時価比率：98.9% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 3,006,945,900 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

レインボーファンド(マネープールファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド(マネープールファンド)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第28期 平成24年 2月21日現在 | 第29期 平成25年 2月21日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1,459 | 325,515 |
| コール・ローン | 21,621,745 | 20,975,301 |
| 現先取引勘定 | 79,992,800 | 69,991,600 |
| 未収利息 | 53 | 50 |
| 流動資産合計 | 101,616,057 | 91,292,466 |
| 資産合計 | 101,616,057 | 91,292,466 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 50,475 | 45,010 |
| 未払解約金 | - | 645,000 |
| 未払受託者報酬 | 975 | 906 |
| 未払委託者報酬 | 8,738 | 8,029 |
| その他未払費用 | 5 | 4 |
| 流動負債合計 | 60,193 | 698,949 |
| 負債合計 | 60,193 | 698,949 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 100,950,291 | 90,021,864 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 605,573 | 571,653 |
| (分配準備積立金) | 979 | 2,792 |
| 元本等合計 | 101,555,864 | 90,593,517 |
| 純資産合計 | 101,555,864 | 90,593,517 |
| 負債純資産合計 | 101,616,057 | 91,292,466 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日 | 第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 103,680 | 91,353 |
| 営業収益合計 | 103,680 | 91,353 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,245 | 1,852 |
| 委託者報酬 | 20,028 | 16,447 |
| その他費用 | 26 | 6 |
| 営業費用合計 | 22,299 | 18,305 |
| 営業利益 | 81,381 | 73,048 |
| 経常利益 | 81,381 | 73,048 |
| 当期純利益 | 81,381 | 73,048 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 35,193 | 43,330 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 711,894 | 605,573 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 900,047 | 1,015,391 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 900,047 | 1,015,391 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,002,081 | 1,034,019 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,002,081 | 1,034,019 |
| 分配金 | 50,475 | 45,010 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 605,573 | 571,653 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|--|
| 1 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 2 その他 | (1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 (2) 計算期間 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|--|--|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 100,950,291 口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数 90,021,864 口 |
| 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0060 円 (10,000口当たり純資産額 10,060 円) | 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0064 円 (10,000口当たり純資産額 10,064 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|---|
| 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額668,692円(10,000口当たり66円)のうち、50,475円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。 | 1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額627,361円(10,000口当たり69円)のうち、45,010円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。 |

| 項目 | | | 項目 | | | | |
|---------------------------|---------------------------|-------------|----|---------------------------|---------------------------|------------|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 46,592 | 円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 29,453 | 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 205 | 円 |
| 収益調整金額 | C | 617,238 | 円 | 収益調整金額 | C | 597,563 | 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 4,862 | 円 | 分配準備積立金額 | D | 140 | 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | $E = A+B+C+D$ | 668,692 | 円 | 当ファンドの分配対象収益額 | $E = A+B+C+D$ | 627,361 | 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 100,950,291 | 口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 90,021,864 | 口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | $G = E / F \times 10,000$ | 66 | 円 | 10,000口当たり収益分配対象額 | $G = E / F \times 10,000$ | 69 | 円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 5 | 円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 5 | 円 |
| 収益分配金金額 | $I = F \times H / 10,000$ | 50,475 | 円 | 収益分配金金額 | $I = F \times H / 10,000$ | 45,010 | 円 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--|---|
| <p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第28期 平成24年2月21日現在 | 第29期 平成25年2月21日現在 |
|--|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 同左</p> |

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|---|--------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | |
| 同左 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日 | 第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首元本額 124,058,377 円 | 期首元本額 100,950,291 円 |
| 期中追加設定元本額 149,469,970 円 | 期中追加設定元本額 156,186,705 円 |
| 期中一部解約元本額 172,578,056 円 | 期中一部解約元本額 167,115,132 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第28期(自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日)

該当事項はございません。

第29期(自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日)

該当事項はございません。

3 デリバティブ取引関係

第28期(平成24年2月21日現在)

該当事項はございません。

第29期(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年3月29日現在

「情報エレクトロニクスファンド」

| | | |
|----------------|----------------|---|
| 資産総額 | 7,045,241,191 | 円 |
| 負債総額 | 31,730,918 | 円 |
| 純資産総額(-) | 7,013,510,273 | 円 |
| 発行済口数 | 10,956,171,789 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.6401 | 円 |

「市況産業ファンド」

| | | |
|----------------|-------------|---|
| 資産総額 | 296,515,060 | 円 |
| 負債総額 | 440,398 | 円 |
| 純資産総額(-) | 296,074,662 | 円 |
| 発行済口数 | 510,204,936 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.5803 | 円 |

「公共株ファンド」

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 849,319,567 | 円 |
| 負債総額 | 23,528,417 | 円 |
| 純資産総額(-) | 825,791,150 | 円 |
| 発行済口数 | 1,127,261,407 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7326 | 円 |

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 1,410,204,957 | 円 |
| 負債総額 | 1,963,294 | 円 |
| 純資産総額(-) | 1,408,241,663 | 円 |
| 発行済口数 | 4,207,778,217 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.3347 | 円 |

「地球環境ファンド」

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 1,999,202,761 | 円 |
| 負債総額 | 543,284,588 | 円 |
| 純資産総額(-) | 1,455,918,173 | 円 |
| 発行済口数 | 1,893,374,871 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7690 | 円 |

「株主還元成長株ファンド」

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 3,211,788,476 | 円 |
| 負債総額 | 16,696,410 | 円 |
| 純資産総額(-) | 3,195,092,066 | 円 |
| 発行済口数 | 8,752,463,436 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.3651 | 円 |

「マネーブルファンド」

| | | |
|----------------|-------------|---|
| 資産総額 | 277,975,781 | 円 |
| 負債総額 | 1,526,567 | 円 |
| 純資産総額(-) | 276,449,214 | 円 |
| 発行済口数 | 274,681,208 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0064 | 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等につ

いては、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

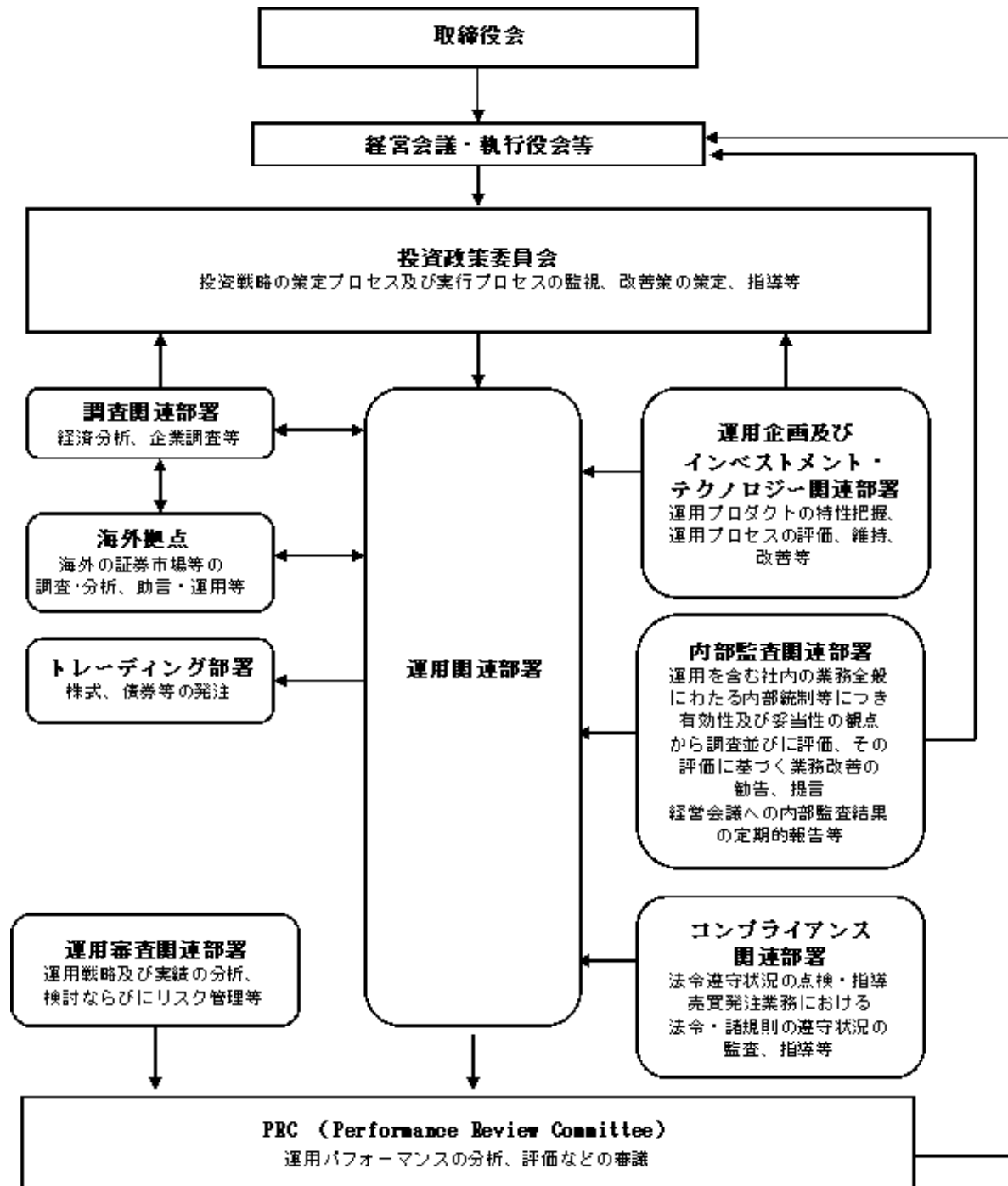
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 753 | 11,406,760 |
| 単位型株式投資信託 | 50 | 419,747 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 5,215,970 |
| 単位型公社債投資信託 | 6 | 68,044 |
| 合計 | 827 | 17,110,522 |

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| | | 前事業年度 (平成23年 3月31日) | 当事業年度 (平成24年 3月31日) |
|----------|----------|---------------------------|---------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 538 | 240 |
| 金銭の信託 | | 39,575 | 50,326 |
| 有価証券 | | 1,400 | 1,800 |
| 短期貸付金 | | 166 | 153 |
| 前払金 | | 0 | - |
| 前払費用 | | 41 | 37 |
| 未収入金 | | 171 | 217 |
| 未収委託者報酬 | | 10,032 | 8,149 |
| 未収収益 | | 3,761 | 4,200 |
| 繰延税金資産 | | 1,736 | 1,402 |
| その他 | | 12 | 14 |
| 貸倒引当金 | | 6 | 6 |
| 流動資産計 | | 57,430 | 66,535 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 2 | 576 | 516 |
| 器具備品 | 2 | 1,246 | 1,161 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 10,647 | 9,753 |
| 電話加入権 | | 1 | 1 |
| その他 | | 0 | 0 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 8,648 | 6,691 |
| 関係会社株式 | | 22,609 | 14,429 |
| 従業員長期貸付金 | | 235 | 29 |
| 長期差入保証金 | | 64 | 57 |
| 長期前払費用 | | 24 | 23 |
| 繰延税金資産 | | 582 | - |
| その他 | | 265 | 273 |
| 貸倒引当金 | | 0 | 0 |
| 固定資産計 | | 44,903 | 32,937 |
| 資産合計 | | 102,333 | 99,472 |

| | | 前事業年度 (平成23年 3月31日) | 当事業年度 (平成24年 3月31日) |
|-----------------|----------|---------------------------|---------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 関係会社短期借入金 | | 8,000 | 8,500 |
| 預り金 | | 87 | 93 |
| 未払金 | 1 | 7,645 | 6,276 |
| 未払収益分配金 | | 4 | 4 |
| 未払償還金 | | 79 | 50 |
| 未払手数料 | | 4,517 | 3,610 |
| その他未払金 | | 3,043 | 2,610 |
| 未払費用 | 1 | 7,373 | 6,760 |
| 未払法人税等 | | 800 | 856 |
| 前受収益 | | 9 | 6 |
| 賞与引当金 | | 2,900 | 2,816 |
| 流動負債計 | | 26,818 | 25,310 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | 4,064 | 2,437 |
| 時効後支払損引当金 | | 481 | 489 |
| 繰延税金負債 | | - | 7 |
| その他 | | 65 | - |
| 固定負債計 | | 4,611 | 2,934 |
| 負債合計 | | 31,429 | 28,244 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 11,729 | 11,729 |
| 資本準備金 | 11,729 | | 11,729 |
| 利益剰余金 | | 39,369 | 39,611 |
| 利益準備金 | 685 | | 685 |
| その他利益剰余金 | 38,684 | | 38,926 |
| 別途積立金 | 24,606 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | 14,077 | | 14,320 |
| 評価・換算差額等 | | 2,624 | 2,705 |
| その他有価証券評価差額金 | | 2,694 | 2,693 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 69 | 12 |
| 純資産合計 | | 70,903 | 71,227 |
| 負債・純資産合計 | | 102,333 | 99,472 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | |
|-----------|----------|---|--------|---|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 81,230 | | 78,412 |
| 運用受託報酬 | | | 13,165 | | 17,784 |
| その他営業収益 | | | 143 | | 129 |
| 営業収益計 | | | 94,539 | | 96,325 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 39,741 | | 40,671 |
| 広告宣伝費 | | | 1,155 | | 952 |
| 公告費 | | | - | | 0 |
| 受益証券発行費 | | | 6 | | 5 |
| 調査費 | | | 20,709 | | 19,308 |
| 調査費 | | 1,310 | | 1,108 | |
| 委託調査費 | | 19,398 | | 18,200 | |
| 委託計算費 | | | 917 | | 931 |
| 営業雑経費 | | | 2,451 | | 2,523 |
| 通信費 | | 207 | | 213 | |
| 印刷費 | | 1,148 | | 1,085 | |
| 協会費 | | 73 | | 76 | |
| 諸経費 | | 1,022 | | 1,147 | |
| 営業費用計 | | | 64,980 | | 64,393 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 10,131 | | 9,635 |
| 役員報酬 | 2 | 322 | | 252 | |
| 給料・手当 | | 6,822 | | 6,602 | |
| 賞与 | | 2,987 | | 2,780 | |
| 交際費 | | | 141 | | 140 |
| 旅費交通費 | | | 484 | | 473 |
| 租税公課 | | | 231 | | 224 |
| 不動産賃借料 | | | 1,452 | | 1,309 |
| 退職給付費用 | | | 1,054 | | 1,039 |
| 固定資産減価償却費 | | | 4,575 | | 4,354 |
| 諸経費 | | | 6,106 | | 6,204 |
| 一般管理費計 | | | 24,176 | | 23,381 |
| 営業利益 | | | 5,382 | | 8,550 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | |
|---------------|----------|---|--------|---|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,771 | | 4,116 | |
| 収益分配金 | | 9 | | 9 | |
| 受取利息 | | 6 | | 3 | |
| 金銭の信託運用益 | | 1,222 | | 377 | |
| 為替差益 | | 62 | | 55 | |
| その他 | | 319 | | 360 | |
| 営業外収益計 | | | 6,391 | | 4,924 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | 1 | 75 | | 54 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 13 | | 38 | |
| その他 | | 9 | | 11 | |
| 営業外費用計 | | | 98 | | 104 |
| 経常利益 | | | 11,676 | | 13,370 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 419 | | 36 | |
| 株式報酬受入益 | | 173 | | 177 | |
| 特別利益計 | | | 593 | | 214 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 149 | | 136 | |
| 投資有価証券等評価損 | | 10 | | 1 | |
| 固定資産除却損 | 3 | 412 | | 82 | |
| システム利用契約解約違約金 | | 20 | | - | |
| 特別損失計 | | | 591 | | 221 |
| 税引前当期純利益 | | | 11,677 | | 13,363 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 3,759 | | 3,625 |
| 法人税等調整額 | | | 108 | | 1,228 |
| 当期純利益 | | | 7,810 | | 8,509 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 17,180 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 685 | 685 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 685 | 685 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 24,606 | 24,606 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 24,606 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 9,872 | 14,077 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 3,605 | 8,267 |
| 当期純利益 | 7,810 | 8,509 |
| 当期変動額合計 | 4,204 | 242 |
| 当期末残高 | 14,077 | 14,320 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 35,164 | 39,369 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 3,605 | 8,267 |
| 当期純利益 | 7,810 | 8,509 |
| 当期変動額合計 | 4,204 | 242 |
| 当期末残高 | 39,369 | 39,611 |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 64,074 | 68,279 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 3,605 | 8,267 |
| 当期純利益 | 7,810 | 8,509 |
| 当期変動額合計 | 4,204 | 242 |
| 当期末残高 | 68,279 | 68,521 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 3,056 | 2,694 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 361 | 0 |
| 当期変動額合計 | 361 | 0 |
| 当期末残高 | 2,694 | 2,693 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 175 | 69 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 245 | 82 |
| 当期変動額合計 | 245 | 82 |
| 当期末残高 | 69 | 12 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 3,231 | 2,624 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 607 | 81 |
| 当期変動額合計 | 607 | 81 |
| 当期末残高 | 2,624 | 2,705 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 67,306 | 70,903 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 3,605 | 8,267 |
| 当期純利益 | 7,810 | 8,509 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 607 | 81 |
| 当期変動額合計 | 3,597 | 324 |
| 当期末残高 | 70,903 | 71,227 |

[重要な会計方針]

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p> | | | | | | | | |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | | | |
| 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | | | |
| 4. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="758 840 1061 974"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | |
| 5. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> | | | | | | | | |
| 6. リース取引の処理方法 | リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | | | | | | | | |

| | |
|----------------|---|
| 7. ヘッジ会計 | <p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしてあります。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8. 消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |
| 9. 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[追加情報]

| |
|---|
| 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) |
| (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成23年 3月31日) | 当事業年度末 (平成24年 3月31日) |
|--|--|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 |
| 未払金 2,442百万円 | 未払金 2,320百万円 |
| 未払費用 762 | 未払費用 1,267 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 |
| 建物 437百万円 | 建物 477百万円 |
| 器具備品 1,874 | 器具備品 2,303 |
| 合計 2,311 | 合計 2,780 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) |
|---|---|
| <p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,633百万円 支払利息 75</p> <p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p> <p>3. 固定資産除却損 ソフトウェア 412百万円</p> <hr/> <p>合計 412</p> | <p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 3,776百万円 支払利息 54</p> <p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p> <p>3. 固定資産除却損</p> <p>建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53</p> <hr/> <p>合計 82</p> |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3月31日

効力発生日 平成22年 6月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年 7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年 7月19日

効力発生日 平成23年 7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3月31日

効力発生日 平成24年 6月 1日

リース取引関係

| 前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|---------|--------|------------|-----|------------|---|---------|----|------|-------|-----|----|----|----|--------|--------|---------------|---|----------|----|---------|---|------|---|------|------|-----|---|----|----|--|--|------|---------|--------|------------|-----|------------|---|---------|----|------|-------|-----|---|----|----|--------|-------|---------------|---|----------|----|---------|---|------|---|------|-------|-----|----|----|----|
| <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </tbody> </table> | | 器具備品 | 取得価額相当額 | 417百万円 | 減価償却累計額相当額 | 325 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 91 | 1年以内 | 73百万円 | 1年超 | 22 | 合計 | 96 | 支払リース料 | 103百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 96 | 支払利息相当額 | 3 | 減損損失 | - | 1年以内 | 6百万円 | 1年超 | 4 | 合計 | 10 | <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </tbody> </table> | | 器具備品 | 取得価額相当額 | 184百万円 | 減価償却累計額相当額 | 163 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 21 | 1年以内 | 22百万円 | 1年超 | - | 合計 | 22 | 支払リース料 | 75百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 70 | 支払利息相当額 | 1 | 減損損失 | - | 1年以内 | 15百万円 | 1年超 | 24 | 合計 | 40 |
| | 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 417百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 325 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 91 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 73百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 103百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産減損勘定の取崩額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 6百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 184百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 163 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 22百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 75百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産減損勘定の取崩額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 15百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

金融商品関係

前事業年度（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万)

円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|--------|
| (1)現金・預金 | 538 | 538 | - |
| (2)金銭の信託 | 39,575 | 39,575 | - |
| (3)短期貸付金 | 166 | 166 | - |
| (4)未収委託者報酬 | 10,032 | 10,032 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 9,252 | 9,252 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 79,658 | 76,594 |
| 資産計 | 62,630 | 139,224 | 76,594 |
| (7)関係会社短期借入金 | 8,000 | 8,000 | - |
| (8)未払金 | 7,645 | 7,645 | - |
| 未払収益分配金 | 4 | 4 | - |
| 未払償還金 | 79 | 79 | - |
| 未払手数料 | 4,517 | 4,517 | - |
| その他未払金 | 3,043 | 3,043 | - |
| (9)未払費用 | 7,373 | 7,373 | - |
| (10)未払法人税等 | 800 | 800 | - |
| 負債計 | 23,819 | 23,819 | - |
| (11)デリバティブ取引(＊) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 65 | 65 | - |
| デリバティブ取引計 | 65 | 65 | - |

(＊)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 537 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 39,575 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 166 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,032 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,400 | 0 | 1 | - |
| 合計 | 51,713 | 0 | 1 | - |

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|--------|
| (1)現金・預金 | 240 | 240 | - |
| (2)金銭の信託 | 50,326 | 50,326 | - |
| (3)短期貸付金 | 153 | 153 | - |
| (4)未収委託者報酬 | 8,149 | 8,149 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 7,725 | 7,725 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |
| 資産計 | 69,658 | 155,667 | 86,009 |
| (7)関係会社短期借入金 | 8,500 | 8,500 | - |
| (8)未払金 | 6,276 | 6,276 | - |
| 未払収益分配金 | 4 | 4 | - |
| 未払償還金 | 50 | 50 | - |
| 未払手数料 | 3,610 | 3,610 | - |
| その他未払金 | 2,610 | 2,610 | - |
| (9)未払費用 | 6,760 | 6,760 | - |
| (10)未払法人税等 | 856 | 856 | - |
| 負債計 | 22,393 | 22,393 | - |
| (11)デリバティブ取引(＊) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 10 | 10 | - |
| デリバティブ取引計 | 10 | 10 | - |

(＊)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 238 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 50,326 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 153 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,149 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,800 | 1 | - | - |
| 合計 | 60,668 | 1 | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 79,658 | 76,594 |
| 合計 | 3,064 | 79,658 | 76,594 |

4. その他有価証券(平成23年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 4,930 | 282 | 4,647 |
| 小計 | 4,930 | 282 | 4,647 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(1) | 2,922 | 3,003 | 80 |
| 譲渡性預金 | 1,400 | 1,400 | - |
| 小計 | 4,322 | 4,403 | 80 |
| 合計 | 9,252 | 4,685 | 4,566 |

(1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 67 | 39 | - |
| 投資信託 | 1,824 | 380 | 149 |
| 合計 | 1,891 | 419 | 149 |

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |
| 合計 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 4,624 | 282 | 4,341 |
| 小計 | 4,624 | 282 | 4,341 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(1) | 1,300 | 1,431 | 130 |
| 譲渡性預金 | 1,800 | 1,800 | - |
| 小計 | 3,100 | 3,231 | 130 |
| 合計 | 7,725 | 3,514 | 4,210 |

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 40 | 1 | 26 |
| 投資信託 | 1,343 | - | 110 |
| 合計 | 1,384 | 1 | 136 |

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|---------|-------|------------|---------|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 2,846 | - | 65 | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | 短期貸付金 | 166 | - | (*1) - | - |
| 合 計 | | | 3,013 | - | (*1) 65 | - |

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|---------|-------|------------|---------|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 1,308 | - | 10 | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | 短期貸付金 | 153 | - | (*1) - | - |
| 合 計 | | | 1,462 | - | (*1) 10 | - |

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

退職給付関係

| 前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | |
|---|---|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 退職給付債務に関する事項(平成23年 3月31日) | |
| イ. 退職給付債務 | 12,965百万円 |
| ロ. 年金資産 | 7,475 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 5,489 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,037 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 613 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 4,064 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ) | 4,064 |
| 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | |
| イ. 勤務費用 | 535百万円 |
| ロ. 利息費用 | 260 |
| ハ. 期待運用収益 | 162 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 254 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 40 |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 848 |
| チ. その他(注) | 206 |
| 計 | 1,054 |
| (注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。 | |
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 | |
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.1% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)

| | |
|------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務 | 13,948百万円 |
| ロ. 年金資産 | 9,508 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 4,440 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,575 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 572 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 2,437 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ) | 2,437 |

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

| | |
|------------------------|--------|
| イ. 勤務費用 | 543百万円 |
| ロ. 利息費用 | 272 |
| ハ. 期待運用収益 | 186 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 280 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 40 |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 869 |
| チ. その他(注) | 170 |
| 計 | 1,039 |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-------------------|---|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.8% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

税効果会計関係

| 前事業年度末 (平成23年3月31日) | | 当事業年度末 (平成24年3月31日) | |
|--|-------|--|-------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | 繰延税金資産 | 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,189 | 賞与引当金 | 1,070 |
| 退職給付引当金 | 1,666 | 退職給付引当金 | 877 |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 884 | 所有株式税務簿価通算差異 | 776 |
| 投資有価証券評価減 | 569 | 投資有価証券評価減 | 501 |
| ゴルフ会員権評価減 | 509 | ゴルフ会員権評価減 | 430 |
| 減価償却超過額 | 307 | 減価償却超過額 | 243 |
| 時効後支払損引当金 | 197 | 時効後支払損引当金 | 176 |
| 子会社株式売却損 | 196 | 子会社株式売却損 | 172 |
| 未払事業税 | 206 | 未払事業税 | 166 |
| 未払確定拠出年金掛金 | 107 | 未払確定拠出年金掛金 | - |
| 繰延ヘッジ損失 | 48 | 繰延ヘッジ損失 | - |
| その他 | 184 | その他 | 148 |
| 繰延税金資産小計 | 6,069 | 繰延税金資産小計 | 4,564 |
| 評価性引当金 | 1,878 | 評価性引当金 | 1,650 |
| 繰延税金資産計 | 4,190 | 繰延税金資産計 | 2,913 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| 有価証券評価差額金 | 1,872 | 有価証券評価差額金 | 1,511 |
| 繰延ヘッジ利益 | - | 繰延ヘッジ利益 | 7 |
| 繰延税金負債計 | 1,872 | 繰延税金負債計 | 1,518 |
| 繰延税金資産(純額) | 2,318 | 繰延税金資産(純額) | 1,394 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 41.0% | 法定実効税率 | 41.0% |
| (調整) | | (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.8% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 13.2% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 11.3% |
| 住民税等均等割 | 0.0% | 住民税等均等割 | 0.0% |
| タックスヘイブン税制 | 5.8% | タックスヘイブン税制 | 4.2% |
| 外国税額控除 | 0.6% | 外国税額控除 | 0.0% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | - | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.4% |
| その他 | 0.7% | その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 33.1% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 36.3% |

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**(1) 製品・サービスごとの情報**

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報**売上高**

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|------------------|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100.0% | 資産の賃貸借等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 137,500 | 関係会社 短期 借入金 | 8,000 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 140,500 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 75 | 未払費用 | 3 |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|--|-----------|------------------|-----------|----------------------|------------|----------------------|-----------|------|-----------|
| 子会社 | ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド | シンガポール共和国 | 68,275 (千米ドル) | 持株会社 | (所有) 直接 100.0% | 役員の派遣 | 増資の引受(*2) | 5,762 | - | - |
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有) 直接 21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託(*3) | 6,794 | 未払費用 | 61 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|------------|--------|-----------------|-----------|----------------|---|-----------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4) | 31,596 | 未払手数料 | 3,835 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|--|------------|--------------|-------|--|--------------------------|--|-------|------|-----|
| 親会社の子会社 | 野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社 | 東京都 中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託 の運用委託 役員の兼任 | 投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*5) | 2,657 | 未払費用 | 939 |
|---------|--|------------|--------------|-------|--|--------------------------|--|-------|------|-----|

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けております。

(*3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) | |
|----------|------------|-----------|
| | (株)野村総合研究所 | 野村土地建物(株) |
| 流動資産合計 | 167,970 | 7,506 |
| 固定資産合計 | 205,568 | 76,404 |
| 流動負債合計 | 79,436 | 7,926 |
| 固定負債合計 | 80,690 | 9,832 |
| 純資産合計 | 213,412 | 66,152 |
| 売上高 | 312,345 | 2,546 |
| 税引前当期純利益 | 36,149 | 3,289 |
| 当期純利益 | 21,100 | 2,944 |

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|----------------------|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 90,500 | 関係会社 短期 借入金 | 8,500 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 90,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 54 | 未払費用 | 2 |
| | | | | | | | 金銭信託の移管(*2) | 9,258 | - | - |
| | | | | | | | 株式交換(*3) | 8,267 | - | - |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|---------------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有) 直接 21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4) | 5,887 | 未払費用 | 478 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|--------|-----------------|-----------|----------------|---|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5) | 33,134 | 未払手数料 | 2,987 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6) | 2,126 | 未払費用 | 787 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。

(* 3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(* 4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) |
|------------|---------|
| (株)野村総合研究所 | |
| 流動資産合計 | 166,580 |
| 固定資産合計 | 229,654 |
| 流動負債合計 | 72,440 |
| 固定負債合計 | 74,932 |
| 純資産合計 | 248,861 |
| 売上高 | 320,289 |
| 税引前当期純利益 | 62,962 |
| 当期純利益 | 41,340 |

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | |
|---|------------|---|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,765円90銭 | 1株当たり純資産額 | 13,828円81銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,516円39銭 | 1株当たり当期純利益 | 1,652円20銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 7,810百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 8,509百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 7,810百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 8,509百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 |

中間財務諸表

中間貸借対照表

| | | 平成24年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 215 |
| 金銭の信託 | | 46,496 |
| 有価証券 | | 2,400 |
| 短期貸付金 | | 81 |
| 未収委託者報酬 | | 7,671 |
| 未収収益 | | 4,383 |
| 繰延税金資産 | | 827 |
| その他 | | 560 |
| 貸倒引当金 | | 6 |
| 流動資産計 | | 62,630 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,518 |
| 無形固定資産 | | 8,817 |
| ソフトウェア | | 8,815 |
| その他 | | 1 |
| 投資その他の資産 | | 20,246 |
| 投資有価証券 | | 4,849 |
| 関係会社株式 | | 15,009 |
| 繰延税金資産 | | 124 |
| その他 | | 263 |
| 固定資産計 | | 30,582 |
| 資産合計 | | 93,213 |

| | | 平成24年 9月30日現在 |
|--------------|----------|---------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | | 3,000 |
| 関係会社短期借入金 | | 4,500 |
| 未払収益分配金 | | 4 |
| 未払償還金 | | 49 |
| 未払手数料 | | 3,323 |
| その他未払金 | 2 | 907 |
| 未払費用 | | 5,572 |
| 未払法人税等 | | 424 |
| 賞与引当金 | | 1,346 |
| その他 | | 99 |
| 流動負債計 | | 19,228 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 1,636 |
| 時効後支払損引当金 | | 492 |
| 固定負債計 | | 2,128 |
| 負債合計 | | 21,356 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 69,834 |
| 資本剰余金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| 利益剰余金 | | 40,924 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 40,239 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 15,633 |
| 評価・換算差額等 | | 2,022 |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,985 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 36 |
| 純資産合計 | | 71,857 |
| 負債・純資産合計 | | 93,213 |

中間損益計算書

| | | 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日 |
|--------------|----------|--------------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 35,300 |
| 運用受託報酬 | | 8,055 |
| その他営業収益 | | 81 |
| 営業収益計 | | 43,436 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 18,135 |
| 調査費 | | 7,937 |
| その他営業費用 | | 1,967 |
| 営業費用計 | | 28,040 |
| 一般管理費 | 1 | 11,543 |
| 営業利益 | | 3,852 |
| 営業外収益 | 2 | 2,327 |
| 営業外費用 | 3 | 52 |
| 経常利益 | | 6,127 |
| 特別利益 | 4 | 152 |
| 特別損失 | 5 | 87 |
| 税引前中間純利益 | | 6,192 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 963 |
| 法人税等調整額 | | 825 |
| 中間純利益 | | 4,403 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

| | 自 平成24年 4月 1日 |
|-----------------|---------------|
| | 至 平成24年 9月30日 |
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 17,180 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 17,180 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 11,729 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 11,729 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,729 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 685 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 685 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 24,606 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 14,320 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,090 |
| 中間純利益 | 4,403 |
| 当中間期変動額合計 | 1,312 |
| 当中間期末残高 | 15,633 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 39,611 |

| | |
|-----------------------|--------|
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,090 |
| 中間純利益 | 4,403 |
| 当中間期変動額合計 | 1,312 |
| 当中間期末残高 | 40,924 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 68,521 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,090 |
| 中間純利益 | 4,403 |
| 当中間期変動額合計 | 1,312 |
| 当中間期末残高 | 69,834 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 2,693 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 708 |
| 当中間期変動額合計 | 708 |
| 当中間期末残高 | 1,985 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期首残高 | 12 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 24 |
| 当中間期変動額合計 | 24 |
| 当中間期末残高 | 36 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,705 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 683 |
| 当中間期変動額合計 | 683 |
| 当中間期末残高 | 2,022 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 71,227 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,090 |
| 中間純利益 | 4,403 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 683 |
| 当中間期変動額合計 | 629 |
| 当中間期末残高 | 71,857 |

[重要な会計方針]

| | |
|------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> |
| 2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> |
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6 リース取引の処理方法 | <p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 7 ヘッジ会計の方法 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 9 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[注記事項]

中間貸借対照表関係

| 平成24年 9月30日現在 | |
|---|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,992百万円 |
| 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 | |

中間損益計算書関係

| 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日 | |
|--------------------------------|----------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 218百万円 |
| 無形固定資産 | 1,869百万円 |
| 長期前払費用 | 4百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 1,872百万円 |
| 金銭の信託運用益 | 207百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 36百万円 |
| 4 特別利益の内訳 | |
| 投資有価証券等売却益 | 59百万円 |
| 株式報酬受入益 | 85百万円 |
| 固定資産売却益 | 7百万円 |
| 5 特別損失の内訳 | |
| 投資有価証券売却損 | 60百万円 |
| 投資有価証券等評価損 | 9百万円 |
| 固定資産除却損 | 17百万円 |

中間株主資本等変動計算書関係

| 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日 | | | | |
|---------------------------------------|-------|------------|-------------|------------|
| 1 発行済株式に関する事項 | | | | |
| | 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 |
| | 普通株式 | 5,150,693株 | - | - |
| | | | | 当中間会計期間末 |
| | | | | 5,150,693株 |
| 2 配当に関する事項 | | | | |
| 配当金支払額 | | | | |
| 平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 | | | | |
| ・普通株式の配当に関する事項 | | | | |
| (1) 配当金の総額 | | | 3,090百万円 | |
| (2) 1株当たり配当額 | | | 600円 | |
| (3) 基準日 | | | 平成24年 3月31日 | |
| (4) 効力発生日 | | | 平成24年 6月 1日 | |

リース取引関係

| 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日 | |
|--|-------|
| 1 ファイナンス・リース取引 | |
| (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) | |
| 該当事項はありません。 | |
| (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) | |
| リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | |
| 有形固定資産（器具備品） | |
| 取得価額相当額 | 94百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 88 |
| 中間期末残高相当額 | 5 |
| 未経過リース料中間期末残高相当額 | |
| 1年内 | 6百万円 |
| 1年超 | - |
| 合計 | 6 |
| 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | |
| 支払リース料 | 16百万円 |
| 減価償却費相当額 | 15 |
| 支払利息相当額 | 0 |
| 減価償却費相当額の算定方法 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| 利息相当額の算定方法 | |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 | |
| 2 オペレーティング・リース取引 | |
| 未経過リース料 | |
| 1年内 | 16百万円 |
| 1年超 | 20 |
| 合計 | 36 |

金融商品関係

当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------|---------|--------|
| (1)現金・預金 | 215 | 215 | - |
| (2)金銭の信託 | 46,496 | 46,496 | - |
| (3)短期貸付金 | 81 | 81 | - |
| (4)未収委託者報酬 | 7,671 | 7,671 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 6,431 | 6,431 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 69,809 | 66,745 |
| 資産計 | 63,960 | 130,705 | 66,745 |
| (7)短期借入金 | 3,000 | 3,000 | - |
| (8)関係会社短期借入金 | 4,500 | 4,500 | - |
| (9)未払金 | 4,285 | 4,285 | - |
| 未払収益分配金 | 4 | 4 | - |
| 未払償還金 | 49 | 49 | - |
| 未払手数料 | 3,323 | 3,323 | - |
| その他未払金 | 907 | 907 | - |
| (10)未払費用 | 5,572 | 5,572 | - |
| (11)未払法人税等 | 424 | 424 | - |
| 負債計 | 17,782 | 17,782 | - |
| (12)デリバティブ取引（*） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 0 | 0 | - |
| デリバティブ取引計 | 0 | 0 | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券817百万円、関係会社株式11,945百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-------------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 69,809 | 66,745 |
| 合計 | 3,064 | 69,809 | 66,745 |

3. その他有価証券(平成24年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 3,495 | 282 | 3,212 |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | 3,495 | 282 | 3,212 |
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託(1) | 536 | 646 | 109 |
| 譲渡性預金 | 2,400 | 2,400 | - |
| 小計 | 2,936 | 3,046 | 109 |
| 合計 | 6,431 | 3,328 | 3,102 |

- (1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は36百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

（単位：百万円）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|---------|------|------------|--------|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 534 | - | 0 | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | 短期貸付金 | 81 | - | (*1) - | - |
| 合 計 | | | 616 | - | (*1) 0 | - |

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

| 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日 | |
|--|------------|
| 1 株当たり純資産額 | 13,950円94銭 |
| 1 株当たり中間純利益 | 854円88銭 |
| (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 | |
| 2 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 中間純利益 | 4,403百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 4,403百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150千株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|---|-----------------------|--|
| 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 平成25年2月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|-----------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 | |

* 平成25年2月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 銀行免許取得日および : 平成12年7月13日

信託業務の認可取得日

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

| | |
|-------------|---------------------|
| 平成24年5月11日 | 有価証券報告書、有価証券届出書 |
| 平成24年11月14日 | 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書 |

独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 満雄 |
|--------------------|-------|-------|

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 亀井 純子 |
|--------------------|-------|-------|

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 志保 |
|--------------------|-------|-------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純 子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（市況産業ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（市況産業ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（公共株ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（公共株ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（地球環境ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（地球環境ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田満雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（株主還元成長株ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（マネープールファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（マネープールファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)